

平成 2 2 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成22年3月8日
- ・ 開 会 平成22年3月8日
- ・ 閉 会 平成22年3月12日

大 空 町 議 会

大空町議会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	長	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	保健福祉課長補佐
教育	長	総務課長補佐
社会教育課	長	学校管理課長
農業委員会事務局	長	選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成22年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、2番、松田信行議員及び3番、斎藤宏司議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月2日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が42件であります。その内訳といたしまして、諮問が1件、同意が1件、条例制定等の議案が21件、補正予算10件、新年度予算9件であります。議会提出議案も予定されております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断をいたしまして、本定例会の会期は本日、3月8日に開会し、3月12日までの5日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月12日までの5日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りあります。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。平成22年第1回大空町議会定例会に当たりまして、
行政報告を申し上げます。

12月2日から1月の14日まで、町内21ヵ所で町政懇談会「ふれあいトークお
おぞら」を開催をいたしました。ことしのトークへの参加者は338名ということで、
昨年より若干ふえている状況でございます。このほか、高齢者大学でありますとか、
市外老人クラブの方々とも懇談をさせていただいているところでございます。

12月28日、大空町水田農業推進協議会を開催をいたしました。平成22年産の
生産目標数量、また、転作等々の作付面積が示されました。本町におきましては追加
転作4.8ヘクタールという数字が示されましたので、作付意向の取りまとめを地区
推進員の方々をお願いをしたところでございます。

1月10日、大空町成人式。議員の皆さんにもご出席をいただき、この場所で開催
をいたしました。本年は対象者が101名でございましたが、出席者は63名という
ことで、例年から見ますと出席の率は若干下がっているように見受けられます。これ
は、1月の10日ということで、例年より開催をした時期が少し遅いということが影
響しているのではないかと、そのように推測をいたしております。

1月20日、暴力団員による大空町営住宅等の使用制限に関する協定調印式を行い
ました。これは12月、条例改正をお認めいただきました関係から、網走警察署との

間に協定を結んだところでございます。具体的に今後、取り組みを進めてまいりたいと思います。

1月28日、B&G全国サミットに出席をいたしました。これは3年に1度開催されるサミットでございます。B&G海洋センター評価に基づく表彰が行われ、本町における東藻琴、女満別、両海洋センターについては、Aランクということで表彰を受賞したところでございます。

2月3日、農業体験研修協議ということ、熊本県熊本市及び氷川町を訪問をいたしました。東藻琴高等学校の農業実習の受け入れにつきまして、友好町であります熊本県氷川町、藤本町長に対し、受け入れに対するご協力をお願いをいたしました。また、熊本市河内町、白浜地区の皆さんには長年、東藻琴の農業高校の実習を受け入れてくださっていたということもありまして、それが終了するということに対して感謝状を贈呈をさせていただいたところでございます。

2月9日、網走支庁管内町村会定期総会が網走市で開催をされました。平成22年度の事業計画、予算等を決定をしたところであります。役員の補選が行われまして、私従来、監事の職でございましたけれども、このたびから理事ということになりました。また、所属する委員会につきましては、総務文教厚生委員会に引き続き在席をすることとなりました。また、4月1日からオホーツク町村会と改称することについて決議したところであります。

2月19日、北海道後期高齢者医療広域連合定例会が札幌市で開催をされました。町村会からの推薦を受け議員となり、初めて出席をした議会でございます。平成22年度の保険料の改定について決定をしたところであります。当初連合の試算では10%を超える改定を行わなければならないという試算でありましたけれども、国の指導などを含めまして余剰金32億円、また、財政安定化基金68億円を歳入に見込み、結果として4.99%の引き上げということになったところでございます。しかしながら、均等割額で1,049円、所得割率で0.65%の引き上げという結果になってございます。当初国はこれらアップ分についての財源措置ということを示しておりましたけれども、結果的には財源等について具体的な言及がない状況でございます。また、この後期高齢者医療制度につきましては、3年後の廃止が決定されたところであります。北海道においては67万人の加入者、一人あたり年間98万円の医療費を見込んでいるところであります。ちなみに、大空町における平成20年度は一人あたり96万3,000円ということで、180市町村のうち69番目の医療費というような状況になってございます。今後こういった内容についてPRに努めていく所存でございます。

2月24日、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会が札幌市で開催をされました。平成20年度の決算の認定、平成22年度の事業計画、予算の承認を行ったところであります。あわせて合併処理浄化槽については保守点検、法令点検、これらがふくそうしてあるのではないかと、これらの簡素化について今後検討することにしたものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 諮問第1号

◇議 長 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件はお手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてはお手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第6 同意第1号

◇議 長 日程第6、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について

を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号

◇議 長 日程第7、議案第1号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

◇議 長 日程第8、議案第2号 町道路線の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

◇議 長 日程第9、議案第3号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

◇議 長 日程第10、議案第4号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

◇議 長 日程第11、議案第5号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
竹内学校管理課長。

◇学校管理課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第5号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 網走地方教育研修センター組合規約の変更については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

◇議 長 日程第12、議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変
更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ
いては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

◇議 長 日程第13、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につ
いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

◇議 長 日程第14、議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

◇議 長 日程第15、議案第9号 職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第9号 職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例
制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する
条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

◇議 長 日程第16、議案第10号 大空町職員団体の登録に関する条例の一部を改
正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第10号 大空町職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例
制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号 大空町職員団体の登録に関する条例の一部を改正する

条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 11 号

◇議 長 日程第 17、議案第 11 号 大空町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 大空町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号 大空町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 12 号

◇議 長 日程第 18、議案第 12 号 大空町地域活性化・公共投資基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１２号 大空町地域活性化・公共投資基金条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号 大空町地域活性化・公共投資基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１３号

◇議 長 日程第１９、議案第１３号 旧女満別町個別排水処理事業受益者分担金条例の規定に基づく分担金の経過措置に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１３号 旧女満別町個別排水処理事業受益者分担金条例の規定に基づく分担金の経過措置に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号 旧女満別町個別排水処理事業受益者分担金条例の規定に基づく分担金の経過措置に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで１０分間休憩します。

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０６分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 議案第14号

◇議 長 日程第20、議案第14号 平成21年度大空町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いろいろと聞きたいこといっぱいあるのですが、何よりも議案書に瑕疵がありまして、私に配られた議案書は120ページは存在しません。私が朝の会にちょっと遅れてはいないはずなのですが、それ以前にも何か訂正があったようですが、こういうことでは審議の対象に値しません。

以上です。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

◇議 長 会議を再開いたします。

議案第14号ですが、ここで昼食のため休憩したいと思います。再開は午後1時。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号の質疑を続けます。小島議員の質問に対する答弁を求めます。

山下町長。

◇町 長 小島議員からご指摘のあった案件につきまして、まずもってお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。人というものは、いろいろな作業をするときに必ずやミスを犯すことがあります。しかしながら、議案というものは、この議場における議員の皆さん、また、私どもの議論の命というべきものかと思えます。そういうことを考えますと、幾重にもその点検をし、細心の注意を払って作成をしていかなければならないものだ、このように思います。しかし、今回このような

事態を引き起こしたということは、そのチェックのあり方というものが、十分機能していなかった、不十分であったと、そのように思います。今後このようなことのないように、今回のことを肝に銘じながら一層点検、チェックをしながら細心の注意を払ってお届けできるように対処してまいりたいと思います。議員の各位にも大変不愉快な思いをさせてしまったことに重ねてお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ただいま町長から懇切丁寧な陳謝をいただきました。議案というものは、改めて私が言うまでもなく、町長も触れているように、神聖なものですので、今後は気をつけていただきたいと、このように思っておりますので。私としては続けて聞きたいことがありまして、続けさせて質疑を続行させていただきたいのです。というのは、115ページの都市計画の一般事務費委託料、都市計画変更申請図書作成委託料及び都市公園管理運営費委託料、都市公園管理委託料がそれぞれ減額されております。私何分このごろ耳が遠くなっておりますので、大槻財政課長の説明がよく聞こえていなかったこともありまして、改めて内容の説明をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 補正予算書114ページの下段のほうにあります5款都市計画費、1項都市計画総務費でございます。まず、13節委託料84,000円の減額であります。都市計画変更申請図書作成委託料でございます。この委託の内容でございますけれども、大空町が企業誘致しておりますボッシュ株式会社が、本町都市計画用途区域の工業地域に指定している、隣接している中央地区の所有者に現所有地に隣接している用地を新たにテストコースとして増設を決定していることから当該用地をこの現在工業用地に指定しているものと様々に都市計画の用途区域として拡大をしなければならないということから、都市計画変更に伴う申請図書の作成委託でございます。入札の結果84,000円が減額したということでございます。その下、13節委託料、270万1,000円の都市公園管理委託料270万円の減額でございますが、これにつきましては都市公園、女満別町地区でございます。運動公園であるとか、トマップ公園、そういった都市公園の業務を委託してございます。それと同時に緑地管理のほうでも、緑地管理に関する業務委託を出してございます。一括して出してございますが、町内業者2社において入札をした結果、この金額が減になったということでございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 説明はよくわかりました。ただ、このことを含めて委託料の執行がそういう

ことになったと、変更図書についての説明はわかりましたけれども、管理運営費については入札の結果ということですか。それをもう一度確認させていただきたいことが一つ。

それと、総体的に年度内に都市計画審議会を開くという話を私昨年来から聞いておりましたけれども、今年度中に開かれないみたいなので、その辺との関係はございますか。2点です。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 先ほど申しましたように13節の委託料の残額については入札残の結果ということでございます。

2点目の都市計画審議会の開催ということでございますけれども、これにつきましては、都市計画審議会条例で言いますと、会長は審議会を代表し、会務を総理することになってございまして、当然のことながら、2月3月の最終月にはその報告というものをしようという考えでございましたけれども、会長と相談をしまして、今回は北海道が見直す軽微な見直しであるということと、内容については前回もその内容について一任するということをお願いしておりましたので、そういったことも勘案しまして会長と相談した結果、今年度については見送るということで会長と話し合いがつかしましたので、そういったことで今回開会に至らなかったということでございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的な説明としては了とします。ただ、気になることが一つあるので指摘だけしておきます。会長に一任行為ということではないはずですが。あくまでもそれは流れの中で年度内にもう一度開くという前提での議論がありました。その内容について会長に一任した記憶はありますけれども、それは答弁いりません。今後は慎重にやらないと、私がなぜこんなことを言うかといったら、私は職務代理者なんですよ。それで議選ですね。そうすると4月までは私は任期満了に伴って当然離脱せざるを得ない。再選されてもそうなるかどうか分からないという経緯がある中で、4月に開催したいという話を事務レベルから聞いたから、そういうやり方でいいのですかという話をさせていただいただけです。それだけです。指摘事項です。今後検討してください。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 2、3点ちょっと聞きたいのですけれども、97ページの子ども手当のところなのですけれども、子ども手当支給システム構築委託料、どういうふうに変えるのかちょっと聞きたいのですけれども、説明をお願いします。

それと、１１３ページの外灯管理費というところで、外灯改修工事約１，０００万円。どこをどういうふうに変えるのか、改修するのかということをやっと説明していただきたい。

それとその下のほうの町道維持補修工事９，２２０万円。この辺ももう少し説明していただきたいのですけれど。

それから、先ほど同僚議員が用途地域の変更ということで先ほど説明されたのですが、用途地域の変更であるなら地図でちゃんと皆さんに提示したほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

◇議 長 渡邊福祉課長。

◇福祉課長 議案の９７ページ、児童福祉措置費の扶助費にございます、子ども手当の準備事業ということで今回３３５万円の予算を追加させていただいているところでございます。内容は子ども手当支給システム構築委託料ということでございまして、平成２２年度から政権交代となりまして、新たに子ども手当の支給事業というものが進められることとなっておりますけれども、現在使っております児童手当システム、これを改修し、対象者の異動登録、あるいは台帳管理、支払通知等一連の事務処理がシステムでできるような、そのような改修を行うという内容となっております。また、この財源については、全額国庫からの補助が受けられるという内容となっております。説明は以上でございます。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、１１３ページの中断にあります１５節の工事請負費、外灯回収工事１，０００万円でございます。これにつきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業と実施計画ということでございまして、既設外灯につきまして使用照明施設である高圧水銀灯を、現在水銀灯が多いわけでありまして、水銀灯を省エネ証明器具等へ改修するということでございまして、具体的には水銀灯をエバーライトであるとか、ＬＥＤ、また、ナトリウム灯へ改修をするということでございます。

それから、１５節の工事請負費、町道維持補修工事９，２２０万円の中身でございますけれども、先ほど財政課長も参考資料の２３、２４ページにその概要が出てございます。トータルで申しますと道路が１０本と、町道維持補修事業１本、１１本の工事に別れてございます。例えばこの補修内容で申しますと、排水所の整備であるとか、歩道の整備、また、改良舗装、そういったものが含まれて９，２２０万円ということでございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋建設課長。

◇建設課長 先ほど申しました都市計画の関係の区域ということでございますけれども、現在ボッシュ株式会社がテストコースとして増設している用地でございます、現在あるテストコースの西側と申しますか、約28町ということで聞いてますけど、その部分でございます。

◇議 長 15番、桒原達也議員。

◇桒原議員 子どもシステムのほうは結構です。

それから、道路のほうなのですけれども、先ほど23ページだとかいろいろ言われたのですけれども、今現在昨年暮れから工事始まっている郵便局前、警察の前なんかの歩道の整備はされているのですけれども、今回、その道路はしないのですか。

それと、用途地域、ボッシュの近くらしいけれども、そういうのはやはり図面に示すべきだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 先ほどおっしゃいました郵便局の前という道路でございますけれども、2丁目線道路整備事業ということでございます。今回繰越明許費補正で59ページに出ておりますけれども、1,955万7,000円ということで繰り越しということでございます。NTTの電柱移設等がございまして翌年度に繰り越すということで、歩道整備と合わせて道路のオーバーレイも今後繰り越しの中でやっていきたいと考えております。

先ほどのボッシュの用途区域の変更でありますけれども、これについては機会があれば折り入った時期にお示ししたいというふうに考えております

◇桒原議員 終わります。

◇議 長 そのほか。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 1点だけお伺いします。今、道路整備地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の中での女満別昭和線の道路整備事業についてなのですが、これどの程度のどんな内容のものかちょっとご説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 女満別昭和線の道路整備事業ということでございますけれども、23ページの図面でいいますと、元町遺跡線の次に書いてございます女満別昭和線道路整備事業でございます。これにつきましては改良舗装ということで、4丁目線とぶつかる近辺でございまして、この部分50メートルでございます。有効幅員6メートルで両歩道2.5メートルをつくる考えでございます。なお、新年度と予算と関係するのでございますけれども、この前後については交付金事業でやる考えでございますので、予算の時期にまた改めて説明したいというふうに考えております。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 それに関連してなのですが、幅員も広がるのでしょうか、6メートルという。それで、この下のほうに通称高島団地と呼ばれる住居があるのですけれども、道路の高さが、道路のほうが高いものですからあの下の方の排水をどのようにするのかかわからないのですが、その水が流れ込む、また、あの辺の道路の扱いというのは共同となっているのか、その間の道路のことなのですかけれども、あの辺の道路の扱いはどのようになっているのか、町道扱いなのか、住んでいる人に聞きますと、昔高島さんから寄附をしていただいたとか何とかっていうちょっと古い話がわからないものですから、その辺の今後整備させる道路と神社のほうへ向かって右側へ行く道路の住宅地域の関係についてちょっとお伺いしたいと思うのですが。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時23分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
高橋建設課長。

◇建設課長 ただいまの質問の路線でございますけれども、町道のその他のということでございます。町道名は公園通り通学線ということでございます。

◇議 長 濱名副町長。

◇濱名副町長 通称高島団地の中の路線町道については今の路線名で結構だと思いますが、当時、その周辺の水情報といえますか、排水状況が、地下水が相当高いと、言葉でわかりやすく言えばスコップ一つ掘ると地下水が上がるような状況の地域でございます。したがって周辺の排水につきましては非常に難しい地域でございます。それで、女満別昭和線につながる部分の関係でございますけれども、女満別昭和線の流末と、現在

の高島団地の公園通り通学線の水処理の方法については非常に難しい。といいますのは、流末がない状況になってございます。したがってその辺の排水処理をどうするかと、将来に渡ってどうするかということでございますけれども、一番わかりやすく言えばトマップ川のほうへ水を抜くのが一番排水路としては可能ではございますけれども、トマップ川に抜いても流末が無い状況でございます。今あるとするならば、災害用に入れておりますポンプ、この活用が一番やり方としては早いわけですが、なかなかそこまでたどり着くということについても非常に難しい。といいますのは、そこでポンプアップをトマップ川にしても伏流水がまた戻ってくるという、地下で伏流水が循環している状況にもありますので、将来的な解決にはなかなかその方法では難しいのではないかなと考えてございます。しかし、そこに生活している人たちがございますので、将来の水処理のあり方としては、やはり従来の方法で非常に難しい方法でございますので、新たな方法があればそれらの新しい方法を検討しなければ水処理の方法はないのかなと、考えてございます。今、下水道事業もその部分については入っていない状況でございますので、下水道と合わせて検討しなければならないのかなと考えておりますので、問題の早期解決にはなりません、今後の検討課題にしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 さっきの高橋課長の答弁でもう一度ちょっと確認したいのですが、この図面に載っている約 50 メートルってことはわかります。その先については新年度事業でということと理解したのですけれども、その辺ちょっと確認させてください。神社までの間の両側ということで。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 27 分

再開 午後 1 時 28 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
高橋建設課長。

◇建設課長 この女満別昭和線道路整備事業・きめ細かな臨時交付金事業の部分の図面が
ございますけれども、先ほど申ししたのは、平成 22 年度の予算に関連してくると
いうのは、国道側のほうで関連してございます。これ以降、先ほど申し上げました高
島団地のほうの町道女満別昭和線につきましては、今回はさわらないということで考
えてございます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 わかりました。ちょっと取り違いしておりましたので、そのように理解いたします。今副町長から答弁もいただいたのですが、いずれ補修改修工事をやらなきゃならない、橋の部分がかなり高くなっておりますし、通学道路にもなっておりますので、歩道等々の整備も含めて必要になってくるかと思うのですが、やはり今いろいろな難しい方法になるかもしれないとはいいいながらも、それと合わせて一緒にやっていただかないとますます低い地域になってしまいますし、道路を走りながら見てみますと住宅も更新されているような部分も見受けられますので、その辺も十分配慮をいただきながら進めていっていただきたいと、そのように思いますので申し上げます。

以上です。

◇議 長 濱名副町長。

◇濱名副町長 高島団地の前の道路につきましては、やはり難しい要素というのが相当ございますが、維持管理も含めまして、今後の道路のあり方、また、周辺の環境の整備のあり方というものを含めまして検討させていただきたいと、考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 そのほかありませんか。

2番、松田信行議員。

◇松田議員 1点だけ、実態と傾向を把握したいという観点からちょっと質問させていただきます。69ページ、幼稚園使用料なのですが、合わせて200万円ちょっとが減額になっているのですが、ある程度その年度の子供たちの人員というのは、ある程度把握していると思うのですが、今回こうやって減額になった大きな要因というのはどうなのか。

それと、合わせてその上の項目の保育所保育料と広域入所保育料。広域入所保育料が増えているのですが、ここら辺も踏まえて、どういう傾向にあるのかご説明願いたいと思います。

◇議 長 竹内学校管理課長。

◇学校管理課長 それでは私のほうから1点目、幼稚園使用料の関係でご説明させていただきます。予算編成時にはその年度に在席する子供たちをベースに翌年度予算の入所人数等を把握して予算立てをします。ただ、どうしても新年度に入りまして親の転出等の関係によりまして、変動がございます。そんな意味で、今回の預かり保育所保育料は減額させていただいておりますし、幼稚園保育料につきましては、確かに転出要因でございます。そのほかに養護児童生徒、これは小学校中学校で経済困窮者に対して補助制度をもっていますが、その他の世帯におきましては、幼稚園の保育料につきましても、減免申請が上がってきて、それを認定できる制度がございます。したがいま

して、人数的には予算編成時にカウントしていますが、実際に新年度が始まってそんな申請があった場合には、教育委員会会議において保育の減免ということも措置をしておりますので、その関係で落ちております。

以上です。

◇議 長 渡邊福祉課長。

◇福祉課長 同じく保育所の保育料、並びに広域入所保育料の関係でございます。まず保育所の保育料につきましては、５０２，０００円減額しておりますけれども、豊住の保育所の延長保育にかかる方々の利用が当初の見込みよりも延長の利用期間が短縮傾向にあるということで、利用保育料についても減額となっております。また、広域入所の保育料については当初、網走市との契約に基づいて網走市内の保育園を利用されている方が３名ほどおられるということで、３名での予算計上ではございましたけれども、現在４人の方の利用ということで、若干１名利用が増えたと、その保護者の方の勤務先等の関係で、増えた結果となっておりますけれども、大きく今後増えていくというよりは、横ばいというような認識をもっているところでございます。

以上でございます。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１４号 平成２１年度大空町一般会計補正予算（第９号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号 平成２１年度大空町一般会計補正予算（第９号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第１５号

◇議 長 日程第２１、議案第１５号 平成２１年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 147ページのへき地診療所事務補助金というものの性格、内容についてちょっとご説明いただきたいのですが。

◇議 長 渡邊福祉課長。

◇福祉課長 へき地診療所事務補助金の内容でございます。設備整備の補助金ということで、平成21年度につきましては眼底カメラ、それから電子内視鏡モニターに対する補助金として2分の1の補助を受けるという内容となっております。額の確定により一部減額をするという内容でございます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第15号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第16号

◇議 長 日程第22、議案第16号 平成21年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１６号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第５号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１６号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第１７号

◇議 長 日程第２３、議案第１７号 平成２１年度大空町老人保健特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１７号 平成２１年度大空町老人保健特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成21年度大空町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時07分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第24 議案第18号

◇議 長 日程第24、議案第18号 平成21年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成21年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成21年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第19号

◇議 長 日程第25、議案第19号 平成21年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第19号 平成21年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号 平成21年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第20号

◇議 長 日程第26、議案第20号 平成21年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
本田保健福祉課長補佐。

◇保健福祉課長補佐 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第20号 平成21年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号 平成21年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７ 議案第２１号

◇議 長 日程第２７、議案第２１号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第６号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２１号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第６号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２８ 議案第２２号

◇議 長 日程第２８、議案第２２号 平成２１年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第６号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２２号 平成２１年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第６号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号 平成２１年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２９ 議案第２３号

◇議 長 日程第２９、議案第２３号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２３号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０ 一般質問

◇議 長 日程第３０、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

７番、坂本一光議員。

◇坂本議員 本定例会は、私ども議会に携わる者にとって４年の任期における最後の一般質問の機会となります。合併し、大空町となって住民として、また行政として両地区

の融合を目指し、それぞれの立場で取り組んできた４年間であったと思います。行政地区の長年にわたり培われてきた歴史、文化をお互いが共有しつつ、よりよい方向へと役割を担ってこられたことと思います。そこで、今回は多様なコミュニティーが一層充実、発展するために、行政として環境整備についての考え方について、以下分野別にお伺いをしたいと考えております。

地域主権を唱える現政権下において、よりよいまちづくりを目指し、住民と行政が共通の認識を持ってコミュニケーションの一層の充実のために方策を探ってまいりたい、そのように考えております。まず、昨年より実施されております地域担当職員制度の導入による効果についてお伺いいたします。次に、行政としてこの制度をどのように活用しておられるのか。また、今後のあり方についてお伺いいたします。

次に、農政についてお伺いいたします。戸別所得補償制度に移行するに当たり、行政として生産者、農協ほか関係機関とのかかわりについてどのように進めていかれるのかお伺いいたします。２点目、農業、工業、商業の連携はどのような取り組みと今後の進め方について考えておられるのかお伺いをいたします。

それから、農政についての３点目、地産地消についての実態と今後の取り組みについてをお伺いいたします。４点目、農協との連携について、それぞれに役割の違いはあるものの、一体となってまちづくりのために取り組みが必要であると考えますが、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、学校についてであります。学校と地域の関係についてであります。過去に学校の存在した地域のコミュニケーションについて、統合前と後の変化についてどのように認識されておられるのかお伺いいたします。それから、２点目、異世代間の交流、また地域内での多様なコミュニケーションの場をつくるに当たってのあり方についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。最後に、高度情報化社会の中にあるコミュニケーションのあり方について、旧来的なコミュニケーションを維持するという意味でのスローライフの取り組みについて、この位置づけをどのようにされるのか、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上お伺いして、１回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まちづくりについてということで、１項目ではありますけれども、切り口はさまざまなところからご質問がございます。関連する部分をつなぎ合わせながらご答弁を申し上げたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

地域担当者制度は、自治会と行政のパイプ的な役割を担うという目的で、平成２０年の２月にスタートし、２年ほど経過いたしました。これまでの実績で申し上げますと、女満別地区で１１０件、東藻琴地区で４０件、参加要請をいただいて職員が自治会活動に参加をしてございます。地域担当者制度を導入している他の自治体と比べると非常に多い数字というふうに思います。地域の皆さんにとって大変注目をいただいている、またご理解やご協力をいただいていると、そのように認識をしております。

感謝を申し上げたいと思います。自治会活動へ参加した職員からは、地域の諸問題、また行政への疑問、要望、そういったものをいただくことが多いというふうに聞いております。徐々にではありますけれども、浸透してきているのではないかと、そのように認識をしております。まだまだ十分な域までに達しておりませんが、私は常々職員にこの地域担当者制度は3段階に分けていろいろな目的があるのではないかと、そのように伝えております。1つは、その地域を知ること、そして地域の人を知ること、また自分自身、職員自身を知っていただくことということが第1段階ではないか。合併をした町だから特に必要になってくるのではないかと、そのように思っております。第2段階といたしましては、地域の課題を知り、そして地域の要望を聞く。また、自分自身が携わっている仕事について、その地域の中で説明をする、PRをするということであります。そして、第3段階といたしましては、行政の政策や施策をPRしたり地域活動の支援をするということになろうかと思います。つまり情報共有をしながら町民の方々の地域づくり、まちづくりへの参画を促していく、そういう活動がこの地域担当者制度の中の目的というふうに考えておりますので、その目的を達成できるように、まだまだ十分なものになっていないというふうに思っておりますので、段階的に進めてまいりたい、そのように考えております。

また、最後のほうでありましたけれども、スローライフということでの考えも質問にいただきました。日々の生活にゆとりやいやしというものを求めていくという趣旨で、最近新しく出てきている概念かと、そのように思います。現代の社会は、生活のスピード化、また効率化というものを重視する余り、昔ながらの日本のよき考えでありますとか生活習慣を見詰め切れていない。今そういうものをもう一度見詰め直していこうというような考え方に立っているものかと理解をしております。そういう中であって、人と人との触れ合いの大切さ、地域コミュニティの大切さということもこれらにかかわってくるのではないかと思います。当町におきましても、少子高齢化、世帯数減少などという状況が見てとれます。また、自治会活動が縮小したりご近所のつながりが希薄化になっていたり、さらに暮らしの中の悩みの多様化、深刻化というものがあり、問題が少なからず出てきているように感じております。地域のコミュニティというものは大変重要なもので、まちづくりの根幹になるものと思います。この地域コミュニティというものが衰退をすれば、これはすなわちまちづくりが衰退していくことということになる、そのように思いますので、ここをしっかりと支えていくことが必要であろう、そのように思います。昨年、自治会連合会において自治会活動の手引というものを作成してくださいました。内容は、自治会の仕組みを紹介したり、また活動の事例などを紹介しております。そういうものを参考にしながら自治会活動の推進が図られるということに期待をしていきたいと思います。町といたしましては、先ほど述べました地域担当職員制度でありますとか補助金等の支援というものの中で地域活性化を図っていく必要があるのではないかと、そのように考えているところでございます。

続いて農政関係についてのご質問をいただきました。国は、食料自給率、自給力の向上を図るということを目的に、戸別所得補償制度というものを打ち出しました。これは、農政の大転換と言われております。平成23年度本格実施に向けて、

平成22年度は米においてこの補償モデル対策が実施されます。しかし、米についてはその政策の一端を転作の助成金制度というものがございます。新たにこの助成金制度をこのモデル事業に合わせて全国統一単価にするというようなことが発表されました。当然私どものような転作率の高い地域においては、交付額が減少するということになってまいりましたので、今回激変緩和措置というものが講じられることとなったわけであります。また、この交付金等々の支払いについては、従来とは異なりまして、国から直接農家が指定する口座に振り込まれるというような状況で、多少事務が変わってくる部分があるかと、そのように思っております。一大転換期ということでありますので、町としてもいろいろな周知に努めております。広報3月号で特集を組み、町民に周知をさせていただきました。また、2月22日には農政事務所から講師を招き、説明会を開催する。さらに、水田農業推進協議会などにおいても説明を行い、制度改正の情報を伝えてございます。また、私が回りましたふれあいトーク等々においても関係する地区において内容説明に努めているところであります。米は平成22年度からということでもありますけれども、平成23年度以降畑作物の戸別所得補償制度が実施されると言われております。畑作物ということになりますと、北海道、とりわけオホーツク、十勝が中心になる。こういった認識は、政党においてもJA系統においても、また行政においても一致している見方であります。この新しい制度設計をするに当たり、JA組合長会も協議の場に加わるというような情報も受けておりますし、私どもが参加をいたします町村会においてもオホーツクと十勝、これらが連携をしてこういった制度設計の前段でいろいろな意見を述べていこうというような動きになってございます。

今農協の話が出ましたけれども、町内には2つの農協がございます。農業関係制度の導入、生産基盤の整備、冷害への対応など、常に行政と農協は連携をして地域農業、また地域社会の活性化のために取り組んできている、そのように思っております。3月6日、北海道新聞では農協経由支援の見直し、農政基本計画を大転換という見出しがございました。しかしながら、私が思いますのは、JAが果たしてきました歴史的な経緯、また本町の農業形態、そして本町の農業者の組織状況、町に対する貢献度など、このようなものを考えますと、今後もJAグループと連携して地域の農業、そして地域づくりにかかわっていくことが必要ではないか、そのように考えております。行政でありますとか農協、そして農業者、こういったところがしっかりと情報交換をして連携をして、そして平成23年度迎える畑作の戸別所得補償制度、そういった制度の確立の前段で意見などを伝えていくことが必要ではないか、このように思います。

農、商、工の連携ということでもありますけれども、商工会においても農、商、工連携の取り組みに積極的にかかわってくださっております。平成20年度、小規模事業者新事業全国展開支援事業によりまして、サクラ豚肉のジンギスカンでありますとか豚しゃぶ長いも丼、プレミアムコロッケ、さらにはプチドラ、パンシューといった大空スイーツ、本町の農畜産物を活用したご当地メニューでありますとか特産品の開発や製造を行ってくださっております。また、これを一過性に終わらせないために、昨日女満別の研修会館において元ザ・ウィンザーホテル洞爺、料理長の石井登さんを招き、豚しゃぶ長いも丼の親子料理教室というようなものも商工会主催として開催され

ております。また、青年部においても、網走湖産のシジミを使ったシジミじょうゆの商品開発なども行っております。また、地産地消の観点といたしましては、女満別、東藻琴、両地区に野菜などの直売所が開設をされたり、東藻琴高校、またＪＡなどが直接販売をするというようなことの取り組みもされておりますし、各種イベントではいろいろな方々がこういったものの販売に携わっております。町といたしましては、今回メルヘン観光交流センターというものの整備を考えております。そういったところでの花卉、野菜等の生鮮品の販売でありますとか、テナントとして入店される方々に対して地元の食材の利用、また地場産業振興対策補助金、給食の地元食材の利用、またグリーンツーリズムの推進協議会がありますけれども、そういった方々に対するご支援、いずれにいたしましても農業者、ＪＡ、商工会、観光事業者の方々、先ほど言いましたグリーンツーリズム推進協議会など各種団体の方々と常に連携をとって農業を中心とした中で商業、工業の連携というものを図っていく必要があるかと、そのように考えているところでございます。今後ともそういった点についてご指導いただきますようお願いを申し上げ、私からのご答弁、１回目については終わりたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 私のほうから、学校と地域ということについて、今の学校の存在した地域の統合前と後の変化についてということについてご答弁をさせていただきたいと思います。

過去４０年間振り返ってみますと、東藻琴地域におきましては昭和４０年４月に新富小、昭和４４年に大進、昭和４６年に末広、東洋、昭和５１年に福富、昭和５３年に明生、そして一番最後、平成１４年に山園、それぞれの小学校が統合しておりました。女満別地区におきましては、現在の女満別小学校が移転、改築される昭和３９年に湖南、大東、本郷が女小に統合になっております。昭和４２年に朝日、昭和５１年に日進、平成８年に開陽、そして最も新しく平成１４年に大成小学校が統合になっているということでございますが、いずれにしても大変時間的に長い時間でございましたので、最も直近の山園小学校さんが１０年たっています。大成小学校さんは８年たっているということで、その２つの学校に、その地区に長くお住まいの方から聞き取りした結果をもとにご答弁をさせていただきたい、このように存じます。

まず、山園小学校ですが、平成１２年３月に統合になるということで、そのときの子供の数は１８人おりました。ＰＴＡ会員のほか、そのほかの住民の方々は賛助会員として学校行事であります運動会と学芸会にたくさん参加されていた。学校絡みの行事もありましたということでもあります。統合するときの大きな統合のもとになったのは、そのときの保護者が統合に賛成したということでございました。新しく１年生に入るお子さんがたった１人だったために、その保護者が東藻琴小学校に４月から入学させるというように話されたと。それに伴って、上学年の兄弟お二人も東藻琴に転学させるというように決められたと。そのことが大きなきっかけとなって山園小学校が東藻琴に統合になったというようにお伺いをいたしました。統合後でございますが、

お聞きしますと学校を中心とした地域の活動等が変わっていくことへの寂しさというのか、そういうものは地域にあったということですが、その後学校任せ、学校依存ではなくて、自治会として取り組まなければならないという意識が芽生えてきて、数少ない年間の地域行事を大事にして、みんながこぞって参加する機運とか体制づくりというものができてきたというようにお聞きをしております。2月の14日に交歓300歳バレーボール大会が東藻琴の総合体育館、東藻琴中学校でございましたが、山園地区からは2チームが参加して、みんなで地域ぐるみで応援をされておりました。

続きまして、大成小学校でございますが、平成14年3月のときの子供たちの数は16人でございました。ここの地区は、統合前から大人数の大規模校の経験が大事だということで、その大成地区から3件の家庭が既にもう女満別小学校に通学をさせていたという経緯もございます。この大成小においても保護者の意思で統合を決定したということですが、統合前は学校絡みの行事に地域の方々がたくさん参加していたということはお聞きをしています。しかし、だんだんこの平成14年前後で子供のいないご家庭からの学校行事というものの参加者は少しずつ減っていたというようにも聞いてございます。統合後でございますが、学校絡みの学芸会、運動会等の、そうした学校絡みの行事は減ったと、あるいは子供の声が地域から聞こえなくなったのは寂しいというような声はあったけれども、学校がなくなったから急に地域の活動が停滞したということはないのではないかとというようにお聞きをさせていただきました。現在お聞きしますと、大成ビッグデーというようなものを地域で企画をしておられるということですが、学校がその地域で統合になってなくなる前後、お聞きしたところの主な内容でございます。

それから、次のご質問ですが、異世代間、地域間の多様なコミュニケーションづくりの場のあり方ということで、現在教育委員会が社会教育の関連から担当して考えておりますものをご紹介します。ご承知のことぶき大学の高齢者の方々と幼稚園児、小学校の子供たちの交流が毎年行われておりますし、女満別小、女満別中学校では3世代のもちつき大会の交流というものも行われてございます。それから、子育て・親育ち講座で年代の異なるお母さん方が一つの会場でいろいろなことを教え合う、伝え合うというような場もございますし、子育て支援のネットワーク事業というのも行ってございます。それから、これは若干少年団活動、青年団活動ということで指導者とその子供たちとの関係であります、そういう活動も展開されているということでございます。

それから、地域間の交流としては、ご承知のようにバレーボールの大会、ミニバレーボールの大会、ソフトボールの大会、せんだって初めて東藻琴地域で行われましたスポーツ縁日での交流、それから2つ、こちらのジェットラインマラソンと東藻琴のふきおろしマラソンというような、そういうスポーツを通した地域間の交流というものもあります。それから、文化的な面では議員もかかわってございます町民文化祭ということで、両地区の文化展、それから両地区ごとにおける芸能祭等の開催をして、それぞれの地域からバスで移動したりしながら、それぞれの地域の文化、スポーツ活動を通した交流が図られているというように押さえているところでございます。

以上、お答えいたしました、1 回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 坂本議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本議員の一般質問を続けます。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 現状の説明をいただいたというふうに思っております。地域担当職員の方々には、休日ですとか夜間ですとか、いろいろな面で地域の集まりに顔を出していただいて、住民の一人から見れば大変いろいろとお世話になっているというのも率直な感情であります。ただ、町長も答弁の中に申されておりましたけれども、まだなじみというのが、2年の歳月の中ではちょっとまだ早いかな。なかなかお互いを知るという段階までにはまだ、地域的にはわかりませんが、私の見る限りでは住民の一人一人となかなか気軽に話というところまではちょっとかたさを感じるのかなというところが現状です。私どももそうですけれども、気軽にいろいろな話をさせていただけるというのは、少しでも回数を重ねなければなかなか打ち解けた話までいかないというのも現実的にわかることですし、この仕組み、制度そのものをもっともっと、いろいろ今のままでいいということではなくして、お互いがもっと近づけるような工夫もまだ必要なかなというような感じもしております。その集まりの中身によっては、アルコールの入る場合もありますし、体を動かすことも必要になってきますし、また草刈り作業なんか一緒に手伝いいただくような内容にも、いろいろなケースがあろうかと思いますが、積極的な参加と、我々住民として受ける側ももう少し、住民としての工夫も要るのかな。それもある程度時間を要することかなと思っております。

そんなことで、現状は町長も3段階という形で答弁をいただきましたけれども、早い段階で次のステップに進めるようなこと。職員が同様の目線で、同様の認識の中で取り組んでいただいて、その情報の共有、それがひいてはまちづくりという形のものにつながっていくというのが本来の目的であると思いますし、町長のいわれる協働のきっかけにもなろうかと思しますので、どんどんこれからも進めていっていただきたいと思います。活用というのは、その中からおのずとまた違う形のものが生まれてこようかと思ひますし、そういったことも職員さんに見てもらって、先ほども言いましたように休日であったり時間外であったりということも理解できるわけなのですけれども、その辺のところを町の行政を預かる立場としての認識を十分持っていて、これからも進めていっていただきたいと、そのように思うところであります。

それから次、農政の部分についてなのですが、これは先ほど町長が言いましたように、水田のほうはもう平成22年度から既にモデルとしてということで進められてお

りますし、その説明をいろいろ行ってきたのではなかろうかと思います。畑のほうも、畑作のほうも平成23年度からということで、ことしの6月、7月ぐらいには畑作に対する大綱を定めるという一つのタイムスケジュールを組んでいるようです。答弁の中にありましたように、オホーツク地区と十勝地区、これが北海道の畑作の中心でありますから、そういった畑作地帯の意向を十分酌み取った上での政策に反映するという、したいという話も聞こえてきておりますし、そういったものの集約を進めるための協議機関を設立されたかされるか、3月1日の段階でいろいろメンバーや構成を決めるというような話も聞いておりましたので、今現在進んでいるのではなかろうかと思います。これも北海道の農政部も含めた中で、今政権の民主党の担当議員さんがいろいろと取り進めている経過もあるようですけれども、やはり一番言われるのは、一致したといいますか、畑作共通の部分を全員で、同じ要求を全員で共有しながら、一丸となってその政策に反映させるべく努力をしていかなければならないというのが最終的な結論ではなかろうかと思います。今まででしたら、農政に関する施策的な運動というのは一部のそういった組織の仕事みたいなことになっておりましたけれども、やはりそれも行政も、それから農協の組織も関係する団体もすべて一緒に問題意識を共有しながら政策に反映していただくような努力をしなければならないというようなことが必要になってくるのではなかろうかと思います。さきにこの地域ですけれども、2月の20日に農業委員さんの団体ですとか農業委員さん、それから農協の役員さん、それから議会に関する者、それから斜網NOSA I、農業関係の部分で戸別所得補償の勉強会をした経過ありますけれども、その中でもやはり参加した人の中から、みんなが同じ共通の認識に立って、まとまって運動しなければだめだよというような提言もいただいた経過もあります。そんな中で、行政として取りまとめる立場になるのか、情報をいち早く収集した中で提供していただく立場になるのか、その辺はわかりません。どのような形になっていくか、そのときによって変わってこようかと思いますが、しかしながら今の段階で6月、7月の間に決定されるべき内容ですから、もう今からどんどんいろいろな形で探りを入れながら取り進めていかなければならないのではないかな。町村会ですとか組合長会とかというお話出ましたけれども、果たしてそれで我々末端の生産者としてどれだけの認識ができるのかな。その辺もあわせて考えていただかないと、また人任せということになってしまいかねません。そういったことにならないような方策を、その関係機関と協議をいただきながら進めていっていただきたい、そのように思うところでもあります。

それから、農、商、工の連携については、今現在いろいろな形で商工会青年部の皆さんですとか商業者の方々のご協力をいただきながら、地産地消も含めた中での活動をいただいておりますし、町場でもメルヘン公園の農産物加工施設なんかもいろいろご利用されているというような話も聞いております。その中で、まだまだ一種、何かしらちょっと限られた人になってしまっているのかな。本当の仲間内だけのものになってしまっているのかな。先ほどありましたように、きのうだか行われたコンテスト、講習会ですか、講演会ですか、コンテストですか、そういった内容のものをもうちょっと工夫をしながら、子供たちとお年寄りの参加する、例えばジャガイモを材料にした料理コンテストですとか、それから食べる側に回ってでの協力ですとか、そういっ

た、もうちょっと工夫をした中で、今やっていることもすばらしいことだと思いますが、やっているからいいのだということではなくして、まだまだ工夫の余地があるというような見方を常々持っていた中での進め方をしていただきたいですし、行政として応援もしていただきたいですし、我々もまた生産に携わる人間、また消費に回る人間とも手を携えてやっていかなければならないのかな、そのようなことも考えておりますので、その辺のこともあわせてご検討いただきたいと思います。

その次の農協については、先ほど言いましたように、それぞれ経済団体、それから行政、今までよく聞いたのが我々は経済団体だ、行政とはちょっと中身が違うよというような意識がどうしてもありました。それを何とか解消すべく、お互いに努力が必要なのでしょうけれども、これからも心して取り組んでいただきたい、そのように申し上げたいと思います。

それから、地域と学校の関係なのですが、これにつきましては今教育長からいろいろご説明をいただきました。山園小学校の場合に私ちょっと存じ上げなくて申しわけないのですが、人数も少なくなったし、大きな学校へ入学を希望されているというようなこともあったようですけれども、私の知る限り大成の学校につきましては、かなり校舎も老朽化しておりますし、教育委員会としても統合に向けてお金もかけたくないというようなことで、本当はかなり古い校舎のまま、逆に言えば統合せざるを得ないような状況だったのではなかろうかな、そんなふうに思います。学校があった当時、いろいろあの辺にお邪魔したこともありますけれども、先生方が農家の家に上がり込んでいろいろお話をされていたり、本当に我々学校というのは子供のころから女満別の学校だったものですから、そういった経験が全くない人間にとってはすごくうらやましく感じた経過もあります。

それから、もう一点、なぜこういう聞き方をしたかということ、さきの議員協議会の中で豊住の小学校について教育長の説明の中で地域の人と新しい校舎ができるころに合わせたというようなふうに私は理解したのですが、地域の人と統合に向けての話し合いが進んでいるというような話聞いたものですから、私自身の考えとしては、経済的な効率、これは確かに悪いかとは思いますが。小さな学校、幾つも数えるということは、決して経済効率がいいというふうには思いませんが、ただ子供さんたちの教育ですとか、その地域のコミュニティーの中身の濃さといいますか、コミュニケーションの場をつくるという意味では、かなり有益な部分が多いのではなかろうかと思えます。地域の人たちがぜひ合併をしてくれというような話に、持っていく方にもよると思うのですが、どう思いますか、なるべくなら学校を残してほしいというのが、僕は多分多いのではなかろうかな。せっかくあるものを、今地域としてうまくあいに利用できているものをできればなくしてほしくないというのが本心ではなかろうかと思えます。そういったことで、統合の前と後との状況なんかもご説明いただいたわけなのですが、これからこの大空町にはそういった状況の地域もありますので、そのことはもう十分に慎重に取り進めていただきたい、そういう気持ちもありましたので、こういうコミュニケーションの場をつくる、今現在あるものを大事にするという意味でも、やっぱり慎重にされるべきではないかと、そのように考えているところでもあります。

その後、異世代間ですとか地域間、やっぱり共通して言えるのは、みんなそれぞれの認識、意識の持ち方によってそれぞれ変わってくると思いますので、今申し上げたことについて、また改めてお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域担当者制度の考え方でありますけれども、私自身も職員の立場でありましたころ、広報係でありますとか住民活動係ですとか農業関係の仕事に携わる中で、地域の方々に育てられたというような気がいたしております。そういう意味で、そういうきっかけをつくる地域担当者制度というのは必要ではないかと、そのように思います。職員においては、通常の業務もある中で大変かとは思いますが、そういった自分自身の自己の向上というような側面もあるということを理解していただきながら取り組んでいていただきたいものだと思っております。取り組む内容等につきましては、一方的で押しつけになるということではなくて、職員とも十分どのような活動をしていくかということについて話をしながら進めてまいりたいと、そのように思います。

また、農業関係の部分についてでありますけれども、従来品目横断的経営所得安定対策、後に水田・畑作経営所得安定対策に名前が変わりましたが、この制度ができましたときには、でき上がってからこんなはずではなかったというような声が随分とあったように思います。今回そのことを踏まえながら、事前に提案をしていくということが本当は必要ではないかと。ただ、今までどちらかという受け身でできたことが非常に多かったわけでありますので、なかなか提案をするということは難しいのかもしれませんが。ただ、先ほど言ったように、後になってからどうだこうだということではなくて、先にその提案というものはしていかなければならない。そのときに地域エゴを出すということではなくて、いろいろな立場の方々、いろいろな地域の方々おりますけれども、そういう方々が考え方を共有できるような、そんな取り組みをしていかなければならないと、そのようにも思います。そういうことから考えますと、生産者団体だけではなくて、行政も一緒になって考えて提案をしていくという姿勢が必要になってくると思いますので、そういうところで努力をしていくことが必要だというふうに私自身考えてございます。

農、商、工の連携でありますけれども、これらをもっともっと普及させていきますといいましょうか、広がりを見せるためには、いろいろな方に参加をしていただかなければならないと、そのように思います。議員のおっしゃるとおりだと思います。過去に農協女性部が主催をする料理コンテストなどというものもあったかと思えます。我が家の漬物自慢でありますとかカレーの料理コンテストということで、お互いにいろいろな特色あるカレーをつくったりとかいうようなことで地元の食材をつくる、またそれが産品になっていくというようなことがあれば非常に底辺が広がっていくのではないかなと思っております。役場が何かをやるというよりは、そういういろいろな方々がいろいろな立場の中でやってみようと思うような、そういう働きかけといいま

しょうか、投げかけというのでしょうか、きっかけづくりというのでしょうか、そういうところで行政は一生懸命汗を流しながらいくべきではないかなと、そのように思っています。また、農協と行政、確かに経済団体だという、そういう側面から見れば、行政と違うところはありますけれども、私が思いますのは地域の農業を支えているという、そういう視点からいけば、同じ考え方に立てる部分というのは多分にあるのではないかと。違うことを比較して、どうだこうだというよりは、同じ側面から同じ考え方に立てる部分について情報を共有して物事に取り組んでいくという、そういう姿勢が大切ではないかと、常々そういうふうに考えておりますので、そういう中で地域の一員として、農業を支える一員として農協とも十分連携をしてみたい、そのように思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 それでは、お答えをしたいと思います。

経済効果という言葉をお使いになられましたのですが、今回学校の適正規模等に関する懇談会を開始するに当たって、教育委員会としてはそういう面からその懇談会を開催すると思ったことはございませんでした。大空町総合計画の中で女満別小学校の改築に合わせて、この町における学校の規模の適正化について考えていくという、そういうものが総合計画の中に位置づけられておりましたので、女満別小学校が改築されるこの機に、ちょうど1年ちょっと前から地域の方々、保護者、歴代PTAの役員の方、それから現PTAの方々等々と11回懇談をさせていただきました。そして、3日の日に現保護者の方々と12回目の懇談をさせていただいたということでございます。

実は、先ほど1回目のご答弁で申し上げましたように、女満別小学校は昭和39年に大東、湖南、本郷が統合、旧女小と4つの学校が統合した折も女満別小学校が現在の研修会館、ゲートボールセンター近くにあった校舎が移転、改築されるという機に、4つの地域の皆さんがよりよい子供たちへの教育環境はいかにあるべきかということを考える中で、そういう話が持ち上がったというようにも聞いているところでございます。それと今回の場合とは、地域的にも広がりからいっても違うところ、違うものがありますけれども、私たちは子供たちによりよい教育環境を提供したいと、あるいはよい教育活動を提供してあげるという観点からいかがだろうかということで話を進めてきたところでございます。

地域の住吉地区、豊里地区、住吉地区はかなり細かく懇談の要請がございましたので、行ってまいりましたけれども、地域の方々のほとんどは統合に賛成だったというご意見だったように承っております。それは、子供たちが中学校へ入学してから、非常に小さな学校から大きな学校、1学級が35人前後の大きい学級に入ってなじめなかったという、なじむのに時間がかかった、人との交流の仕方にも時間がかかったというご経験をお持ちのおじいちゃん、あるいはお父さんでももう少し年配のお父さん方は、そういう過去のご経験をお持ちの観点からそういうように早いほうが、早く集団活動や団体スポーツができる人数に子供たちを上げたいというような思いから地域

の方々はお話しされたのだなと、このように私は受けとめたところであります。あるいは、中には豊住中学校が女満別中学校に統合になるときに小学校の統合についても一緒に考えたほうがよかったのではないかというご意見もおっしゃられる方もおられたところですよ。

それに対して、現在の保護者の方々、3日にも懇談をしましたし、ちょうど1年前の3月4日にも懇談したのですが、地域の方々のほとんどが統合に賛成ということから見ると、現在の保護者の方々は今議員がおっしゃられましたように学校が残ってほしいという思いの方と、ある程度20人から30人の規模の女小に行ったほうがいいというお考えの方、私の感じでは半々あるいは4・6かなというぐらいのところがございます。今の保護者の方々は、現在の豊住小学校の教授、スタッフ、それから授業の質、一人一人の子供たちに先生方の目がよく届いて、そして学習も生活も非常に仲よく優しくやられているということを、非常に大事にされて残り続けてほしいという思いを持っておられるようにあいさつをしたところでございます。

それらの地域の方々と保護者の方々とそれぞれがお持ちの考え方をこの後どう整理していくかということで、3日の懇談会の中では現在の保護者の方々に教育委員会にアンケート調査をしてほしいと。その場で統合賛成、反対と述べるのはなかなか言いづらいので、アンケート調査をしてほしいというようなお考えもいただきましたので、この後PTA等も協議をしながら、そうしたものの思いが反映されるようなアンケート調査をしてまいりたいなというように考えてございます。そういう意味では、山園小も大成小も最終的には保護者が統合についての意思決定をされたという、その過去のことも委員会としては大事にしていきたいなと、このように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ答弁をいただきました。

ただ、その地域担当もそうです。それから、産業面での部分もそうなのですが、やはり何かしら文書での連絡事項のみに、何か最近そういうものに頼り切ってしまっているようなことが目についているのは私だけなのでしょうか。連絡が済めば、それでいいというようなことが余りにも身の回りに多いものですから、改めてその人と人と顔を合わせて話をする、そういう場を改めて、個人的に皆すればいいのですけれども、なかなかその機会も少ない。そんな中で、地域担当職員制度ですとか、今回の農政の問題も通じてですとか、それから学校の統合問題も通じてですとか、いろいろな意味での話し合う場所、それからそういった時間を共有できることが一番先に言った、ちょっとまどろっこしいですけれども、今言われるスローライフの一つの、本来の人の付き合い方の一端になるのかな、そんなような感じもします。特に農政なんかでしたら、本町の基幹産業ということできちっと位置づけられている部分でもありますので、やっぱり農業の進み方、あり方次第では本町の経済的にもいろいろな意味で影響が大きい部分でもありますので、その辺は従来にないいろいろな人とののかかわりを持

っていただきたい、そのように思うところでもあります。いろいろな意味で、私どもの情報というのはごくごく限られておりますが、その行政の知り得る情報、また農協組織として知り得る情報というのはさまざま、すべて違うところがあるかとは思いますが。そういったものも早い交換を繰り返しながら、よりよい政策に結びつけていただくと、努力をお願いしたい、そのように申し上げたいと思います。

それから、学校を中心としたコミュニティの情勢についても、どうしても残さないとかそういうのではなくて、やはりその地域の取り組む結論、それが一番優先されると思いますので、大体時期的にどうであろうというよりも、いろいろな今までの経過をたどりながら、皆さんがよりよい、今あるものを壊さないような形の統合というのをぜひ、そういった方法を選んでいただきたい、そのように申し上げて終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 いろいろなコミュニティといいましょうか、お互いの意思疎通のあり方ということで、なるだけ直接ということがいいのではないかということかと思います。私自身、まだまだ不十分ではありますけれども、従来の行政の対応の仕方から見れば、いろいろな形でコンタクトをとってお話をしたり足を運んだり、また電話をしたり、文書ということももちろんありますけれども、いろいろなコミュニティのとり方をさせていただいているのではないかと思います。ただ、行き着くところがここがいいということはありませんので、今いろいろな高度情報化社会の中であってそういうもののスピード感を求められるところがありますけれども、単にスピード感だけでなく、十分納得がいくという、その質的なものも必要ではないかと思いますので、そういうところに配慮してこれからは行政の経営に取り組んでまいりたいと、そのように思います。また、そういう時代であろうというふうに思います。

また、いろいろな情報、議員の持っている情報が少なく行政が多いような、そんな印象を受けられているのかもしれませんが、最近におきましては、私どもとてほとんど情報がないというのが正直なところであります。職員は、文書などはほとんど来ませんので、インターネットで、また新聞の記事でどういう方向にこれが流れていっているのかということ推測し、議論をしながら、こうであろう、ああであろうという中で皆様にもお話をさせていただいている部分が非常に多うございます。議員などは、いろいろな情報を逆にお持ちではないかと思いますので、いろいろそういうところでもご指導いただければと、そのように思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 お答えをしたいと思います。

今回の懇談会をずっと開催して、決して委員会は初めから統合ありきというスタンスを出してきたわけではございません。地域の方々にも懇談に当たって、そういうことを十分にお伝えしながら、まず話を進めてきたということをご理解いただきたいと

思います。

それぞれ学校を中心とした、学校があるから、コミュニティーがより学校を核にしながらか成されていくということは、もう議員おっしゃることは十分理解できるところであります。豊里地区、住吉地区におかれましても、バレーボールやいろいろなソフトボール等の大会にいろいろな年代の方々がチームを編成して出てきておりますし、現在住吉地区、豊里地区をあわせて豊住クラブと、前にも一回ご答弁したことあるかと思いますが、地域総合型スポーツクラブというのをこの4月から正式に立ち上げて、両地区の子供から年配の方まで含めて、いろいろなスポーツができるような取り組みを学校の体育館等を利用しながらやろうというような機運も、そういう意味のコミュニティーとしての活動の場も新たに生まれてきているところでございます。

地域の方々の意思、それから保護者の意思も十分尊重しながらこれからも取り進めてまいりたいと思いますが、最終的には現在の子供たち、そしてこれから生まれてくるであろう子供たち、まだ見ぬ子供たちですけれども、その未来にもつながる子供たちの教育をどのように、より効果的な成果が上がるような教育を行政として、保護者として、あるいは地域として子供たちに提供できるかということが一番の最終的な、統合する、しないにしても、判断として私たちが持たなければならないところではないかな、このように考えているところでございます。地域の方々、保護者の方々のさまざまなご意見を今後とも承りながら、この後またそれらの取り組みを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
次に、9番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 前出議員が申し上げておりましたけれども、私も今期最後の議会でありますので、一般質問をさせていただきます。

合併の現状における今後の期待と課題について。大変申しわけありませんが、合併し、5年とございますが、大変申しわけございません。4年と訂正をよろしく願いいたします。合併し、4年が経過をいたしました、大空と大地の中で語らいを求めた夢ある合併をしたと思われましますけれども、町長といたしまして、合併出発当初の見込みときょうまでの総括をお聞きしたいと思います。また、そうした中で今後の期待と、さらに課題があればお伺いをしたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

施策的な総括につきましては、9月、12月にそれぞれ小島議員、森田議員の一般質問にお答えをしたところでございます。各種計画の策定やインフラの整備、新しい

制度の創設、財政健全化の取り組みなどについてはご存じのことと思いますので、本日は別な視点から分析をしてみたいと、そのように思います。新町建設計画では、大空と大地の中でふれあいと語らいで創る感動のまちというものを将来像としております。まちづくりにおいては、町民の方々に将来の夢や将来像を示し、展望を持った生活が営めるようにしなければなりません。一方で、合併を協議した要因の中には将来に対する財政的な不安要因があったことも確かでございます。そのような点からは合併をしたとしても町民サービスで我慢をお願いすることも多々ある旨説明をいたしました。これは、両町村とも同じではなかったかなと、そのように思っております。まず、この点についてご理解を賜りたいと思います。

私は、平成18年大空町第1回の議会定例会においてまちづくりには交流、融合が必要である、行政組織や制度などは統合されましたが、そのほかにも統合を図っていかなければならない多くのものがありますと述べております。一方で、ノンキーランドとしての東藻琴地域、花と音楽の町としての女満別地域の個性を大切に、将来に継承していくことも大切でと表現をしております。さらに、健全な財政運営や地域の財産を生かした、活用したまちづくりを目標としていく旨を述べております。財政の健全化、財産を活用したまちづくりということはもちろんですが、町民の交流、融合、個性を生かしたまちづくりというものは一朝一夕に達成することは大変難しいものであります。各種組織でも統合に向けた協議が十分に進んでいない事例もございます。個性を重んずる余り新しい大空スタンダードが見えてこないことも多いと思います。東藻琴村は、昭和22年に網走市から分村して60年、女満別町も大正10年に同じく網走市から分村をして85年、それぞれの独自の文化や習慣、生活を築いてまいりました。大空町としての交流、融合が一瞬でできるものではございません。毎日の生活の中での交流が大空町として融合された文化や歴史につながっていくものと考えております。行政といたしましては、町民交流のきっかけをつくることはもちろんですが、ノンキーランドでありますとか花と音楽の町というような町民共通の目標を位置づけていくということが、融合につながっていくのではないかと考えており、課題と言えるのではないかと思います。

もう一つは、町民の方々のまちづくりへの参画であります。新しい制度などは、役場組織だけで進めていけるものばかりではございません。グリーンツーリズム、住みかえ事業、生ごみの分別、地球温暖化の防止などなど町民の皆さんの取り組みがなければ進まないものがほとんどであります。町民の方々にいかにまちづくりへの意欲を持って参画してもらうかがポイントになってくると思われまふ。将来に対する不安が多い世の中でありまふ。少子高齢化による社会の縮小、年金、医療といったものの不安、子育て、環境、そして産業、景気はどうなっていくのか、市町村の財政状況なども不安要因と言われております。また、合併という言葉が社会や地域の縮小ととらえる方が多いようでありまふけれども、新しい町として出発したからには希望を持ってまちづくりに取り組んでいかなければならないと感じております。そのような機運づくりが必要だと思ひまふ。これらに取組み、方向性が見出せば、大空町発展の可能性というものは非常に大きいものがあると、そのように思っているところであります。

今後ともご指導をいただけますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 相変わらずアバウトな質問で大変失礼かとは思いますが、合併をいたしまして4年が経過いたしましたので、課題点、あるいはその将来的なことを説明をいただきました。確かに融合されていない部分もあるかのように思われますが、ここで1つ確認をしたいと思いますが、町長として先ほどの坂本議員の質問にお答えもありましたが、地域のコミュニティー、これを大事にしたいということ、それと私はそのコミュニティーという言葉も使うのですが、地域としての活性化という言葉も使います。若干その辺にとらえ方の差があるのかなと思われます。私は、地域活性化、かなり幅の広いとらえ方があるのですが、確かに第一にとらえるのはやはり人との交流、あるいはその事業ですとかそういったものを地域の活性化としてとらえるわけですが、それが地域コミュニティーとイコールになるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域活性化といいますと、従来産業分野におけるその所得ですとか、そういった経済的なものととらわれているような感じが強くされていた部分があるのではないかと思いますけれども、地域の中の元気さというものについてはやはりコミュニティーが醸成されて、その中でいろいろな方々が地域づくりに携わっていく、それが必要ではないか、それが活性化につながっていくのではないかと考えておりますので、私の考えていることについてはコミュニティー、また地域の活性化ということは非常に関連のあるものだ、そのように考えております。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 私もそのような形の中でとらえていたものですが、ただ地域活性化、中小企業からすると、公共事業ですとかそういったものもとらえられるのかなということもあったものですから確認をいたしたところでありますが、地域の活性化については高齢化、そして少子高齢化という一般的なとらえ方をいたしますけれども、やはり子供たちにとってある程度活発な動きと申しましうか、元気でいてもらえる形をつくり上げる、そして高齢者は少しでも長生きをしていただくと。私が関連いたします団体の中にもまだ競合していない団体もありますけれども、そういったものについてはやはり子供たちの将来像をかんがみて、なかなか踏み切れないという事情もあります。やはり子供たちがスポーツあるいは文化として動きますときに、どうしても親がついて回ります。それは、やはり地域にとって大きな交流であり、コミュニティーだと私は判断しております。そういったものに対してもう少しやはり支援をいただければあ

りがたいなど、このように思っております。決して融合して合併をすることが問題だということではなく、この辺の根拠がやはりあってしかるべきかなと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 子供たちの歓声が地域の中で聞こえたり、高齢者の方々が集まって生き生きと生活をされている、それが地域の活性化、コミュニティーが醸成されている一つのあかしかというふうに考えております。そういうまちづくりを目指してまいりたいと、そのように思います。

また、具体的に子供たちの例えばスポーツにかかわるいろいろなご支援というように話がありましたけれども、合併を機にスクールバスの活用でありますとかというものも全町的に広げております。従来保護者の方々が送り迎えをしなければならぬという中で大変ご苦勞も多かったと。一緒に行っていただいて応援していただくということはもちろん大切なことではあるのですが、そのことでなかなか子供たちの参加が滞るというようなことであってはまた困る部分もありますので、そういうような支援については、スクールバスの活用の中で新しい町として取り組みをさせていただいたところであります。今後そのほかの支援のあり方ということについては、関係の方々とどのような方策があるのかというようなことについていろいろ協議をしてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 とりたてて個別に余り申し上げるべきではないかと思っておりますけれども、やはり合併、競合、そういったものについてもこれは大事なことであります。ただ、それによって弊害が起きる可能性も十二分に考えられます。もう少し自由な枠で、余り型にはめない、もうちょっと将来展望のある手法もあるのではないかと。その中から競合、融合を見出すのも一つの政策ではないかと、このように思われます。

さらに、先ほどの中に新町建設計画の中で大空と大地の中でと、大変すばらしいフレーズでございます。私は、大空と大地の中で語らい、そしてこれから求められるのは、鳩山総理の言葉をかりるわけではございませんが、命だと思えます。このことについては、やはり水が大事であります。決して女満別地区の水はいいとは思われません。ただ、この中で東藻琴地区におきましては、名水と言われる水を有しているわけですが、以前私もその水について一般質問をさせていただいた経過があると思われそうですが、そういった中でその水の可能性は探っているのかどうかお聞きしたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 どうも質問のご趣旨を考えますと、私のさっきの各種組織での統合に向けて

十分協議が進んでいないということについてお尋ねという感じがいたします。私が言いたかったのは、進んでいない事例もあるということは事実かと思います。ただ、私が言いましたのは、新しい町の形態が一瞬でできるものではないということを申し上げたつもりでございます。日々のいろいろな交流がそれが最終的には融合された大空町の文化や歴史につながっていくものだというふうに申し上げたつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、水については、過去にもご質問をいただきました。具体的なところについては、まだまだ十分な議論がしておりませんが、言われるとおりにかというふうに思っております。どのような水の供給、これは将来の展望にかかわる課題かというふうに思っておりますので、しっかりと今後議論をしていく必要があるのではないかなと、そのように思います。

以上でございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 質問が続いてしまいまして、大変失礼をいたしました。町長いわくその合併、融合の件について誤解をしているわけではございませんので、そのような形で受けとめさせていただきたいと、このように思います。

ただ、以前から気にはなっていたのですが、やはり水というものは大事なものではないかと。これからの可能性として、費用はかかるわけでございますけれども、その辺の大切さをぜひ取り上げていただきたいと、このように思います。ぜひ探っていただきたいと思いますので、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 水道につきましては、現在東藻琴地域における水源、さらには女満別地域における水源、先ほど言っておりました女満別地域については水の質的なものでいろいろ経費のかかる水ということであります。しかしながら、今の経営の中でまず水源を見つけて、何とか供給をしているというような状況でございますので、まずはそこをしっかりと安定させていくということが大切ではないかと、そのように思います。ただ、水というものは将来にわたってずっと人間生活上必要なものでありますから、将来に向かって安定供給をしていくためには、議員が前回ご指摘いただいたように、その水源をさらに統一して、藻琴山山ろくの伏流水を例えば活用するというようなことも出てくるのではないかと、そのように思っております。そういう視点を持って今後でも取り組んでまいりたいと、そのように思います。ただ、すぐさま方向性が出るというような形ではないということについてはご理解を賜りたいと思います。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時16分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、勝田鉄城議員の一般質問を許します。

◇勝田議員 私も4年間の任期を迎え、今回改選することとなりまして、最後の一般質問だと思います。

まず初めに、地域エネルギー政策についてということでお聞きをしたいと思います。1点目の地域にある新しいエネルギー導入についての考えをお伺いしたいと思います。65年ぐらい前でしたか。第2次大戦の原因となった一つに海外からの石油輸入の道が断たれたということが挙げられておりますけれども、豊かで平和になった現在、化石エネルギーのありがたさを忘れてはならないと私は思っております。世界のエネルギーが今後いつまでもつのか、現在確認されている量から割り返すと石油で40年、天然ガスで60年、石炭は130年、原子力の燃料、ウランの235というのは80年しかもたないと言われております。これは、状況によって変わるかもしれませんが、いずれにしても化石エネルギーは有限であります。この先も値段の乱高下というのが予想され、22世紀にはなくなるかなというふうに思っております。ちょうど10年ほど前だったかと思いますが、私はエネルギー問題について一般質問に立つときに現在の竹内総務課長に勝田、その問題は自治体ではなく民間の問題だと。もう少しやわらかく言ったかとは思いますが、そのような指導を受けたことがあります。あれから10年、地域主権の時代になったわけであります。私たち一人一人は、自治体としても地域にある新しいエネルギーを発掘し、エネルギー自給に向けて進んでいかなければならないというふうには思っておりますけれども、町長の所見をお伺いしたいと思います。

エネルギー政策の2点目ですが、エネルギーの自給率目標についてということですが、日本のエネルギーの自給率は4%しかないと言われております。民生部門の電力需要に対する自然エネルギー発電量の割合である電力自給率も全国では3.7%、そのうち北海道は5%ということで都道府県の中では23位、低いほうではなくてちょうど真ん中辺かと思いますが、北海道には資源がたくさんあるのに生かされていないというのが現状だと思います。太陽光発電に町も助成を出しておりますが、町としてやはり自給目標を持ったほうがよいのではないのかなというふうに私は思っておりますので、町長のお考えを聞きたいと思います。

それから、3点目のエネルギー源としての古梅ダムの活用について。これは、昨年だったかと思いますが、国の平成22年度の予算編成のときに事業仕分けですか。あのときに古梅ダムの利用率の低さが指摘されましたけれども、私はあのダムをいつか水力発電に利用できないかと考えていましたので、よいチャンスが訪れたなというふうに思っております。これの有効活用について町長はどうお考えをお持ちかお聞き

をしたいと思います。

それから、大きな2番目で地球温暖化対策についてですが、1点目の実行計画の検証と削減方法の考察についてということで、昨年の12月の定例会において坂本議員が一般質問をされておりました。それで、あのときの数字は私も聞いておりますので、それはいいかとは思いますが、平成19年の3月に私は定例会において初めてこの問題について質問させていただきました。ですから、我が子のようなもので行く末が案じられますので、また質問をさせていただきたいと思いますが、平成20年と平成21年では1%も削減されなかったということが坂本議員の質問に対して回答されておりましたけれども、なかなかかけ声だけでは削減するというのは難しくて、むしろ専門会社があるとすれば、その専門会社による診断も考えられるのではないのかなというふうに私は思っております。

それから、2番目の炭酸ガス吸収としての森づくりについて。これは、温暖化対策として全国各地で森林を利用して炭酸ガスを吸収する事例がふえております。隣の町の美幌町ですとか、滝上町、足寄町、下川町などが企業と連携をして炭酸ガス排出権取引の協定を結んでいますけれども、我が町にも町有林が1,430ヘクタール、民有林で9,100ヘクタールがありますけれども、この森林を利用し、炭酸ガス削減に取り組む考えはないのかをお伺いしたいと思います。

3つ目の森林のカーボンオフセットクレジットの取り組みについて。これは、政府は1990年から2020年までの間に炭酸ガスを25%削減するという目標を掲げております。今後この森林を対象としたクレジット制度による排出権の取引がふえてくると私は思っております。今から制度の認証を受けるべく準備をしていくべきではないのかなというふうに思っておりますので、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

それから、大きな3つ目なのですが、農業土地改良政策について。1つ目の土地改良事業への取り組みの考えでありますけれども、ご存じのように昨年の長雨ですとか天候不順によって、農作物の被害は全道で599億円、大空町での被害も土地条件の悪いところは特に甚大であったというふうに聞いております。さらに、平成22年度、国の土地改良事業予算というのも大幅に削減される予定と聞いております。また、現在の農政も生産量を刺激しない制度と、片方ではまた自給率を上げるという政策、つまりブレーキとアクセルを同時に踏んでいるような政策でありまして、努力が報われない制度の中、気候の変動によって特に土地条件の悪いところは赤字が出てしまい、自力で土地改良をするだけの資金力がないというのが現状であります。国や道の事業によって継続的に生産基盤の整備が必要と考えますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

それから、土地改良の2番目といたしまして、地域の資源を活用した堆肥製造の支援について。農産物は、安定した生産をするには、農地基盤整備と同時に緑肥栽培ですとか堆肥投入による土づくりが基本であります。土づくりは、個人が行うのが基本ですが、堆肥製造については多大な資本投下が必要となります。今は、化学肥料中心の農法ですけれども、この化学肥料もほとんどを海外から輸入に頼っているものであります。化石燃料と同様に限りある資源でありますので、いずれ輸入も途絶えてしまう

かもしれません。堆肥製造の国や道の側面支援が必要かと思っておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、3点ご質問を申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 勝田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。この時期の一般質問でございますので、将来における具体的な取り組み等については、なかなか表現しづらい部分があることをご理解を賜りたいと思います。

快適な家庭生活や産業活動を支えるためにエネルギーが大量に消費される時代であります。その多くは、石油等の化石燃料によって賄われているのが現状であります。当然限られた資源であり、発生する二酸化炭素などは地球温暖化の最大要因とも言われており、消費の削減や抑制が重要な課題となっております。新エネルギーというものにつきましては、開発導入に向けたさまざまな取り組みがされていると私も思います。また、住民の方々もそれらの関心が高まっていると、そのように思います。地域にあります地域エネルギー、新エネルギー、考えられるものは何かといいますと太陽光、太陽熱、風力、雪氷、水力、地熱、木材ですとか各種廃棄物のバイオマス、天然ガスというようなものが挙げられるかと思います。当町では、これらのエネルギーの活用の構想というものは持っておりませんけれども、網走管内においては地域新エネルギービジョンというようなものを2市5町において策定されている状況にあります。今後私どもの町においてもこういった構想について考えていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

現状でエネルギーの自給率というような目標設定は、構想がありませんので、しておりません。ただ、法律に基づく役場の、これは事業所としての役場という意味でありますけれども、地球温暖化対策の実行計画というようなものでエネルギーの削減というような目標は持っております。また、同じように町全体のことにしましては、具体的な量というものについては持っておりませんけれども、町民、事業所のための地球温暖化対策行動指針というものを作成をしております。この策定している新エネルギービジョンでありますけれども、他の町村の例を見ますと、町民の行動指針等により、町内におけるエネルギーの消費がどの程度の量があるかというものをまず算出をして、その中でこの削減目標というものを設定している。そのためには、地域エネルギーを活用していくというような形になっているというふうに思われます。そういうことからしますと、町内の消費エネルギーを算出するというようなことから考えますと、コンサルタント会社等に委託をしていかなければ難しい面もあるのかなと、そのように思っております。

ただ、新エネルギーをどのように導入をしていくかということで考えますと、導入量の目標設定ということであれば、また低エネルギーが、化石燃料の低エネルギーといいいましょか、低消費の商品への切りかえ率というようなものであれば、直ちに設定するというのも可能ではないかと、そのように思っております。例えば化石燃料以外での地域エネルギーを活用した発電で何キロワット、例えば目標として掲げると

か、また先ほどお認めいただきました省エネルギーの電力による街灯に何%切りかえていくかというような目標であれば直ちにできるというようなことかなというふうに認識をしてございます。いずれにいたしましても、こういった目標を掲げていくということは町民のご理解をいただかなければなりませんし、町民の方々と一緒になって取り組むということが重要なことになってくる、そのように思っております。

古梅ダムを活用についてのご質問もございました。古梅ダムは、農業ダムとして昭和51年に着工し、平成8年に完成をしております。有効貯水量が323万トン、成果といたしまして畑地かんがい用水によってかんがいですとか水害を防止をし、さらに野菜などの高収益作物の導入が図られてきております。しかし、この活用の実態というものがどの程度かということで農水省で190ある農業用ダムについて総点検が行われ、古梅ダムについては使用率というのでしょうか、64%、まだ利用率が低いダムだというような判定を受けてございます。これら課題を有するダムについては、課題解決に向けた取り組みを進めていかなければならないということになってございます。網走開発建設部、北海道、網走支庁、美幌町、大空町、両農協の担当者を構成員として畑地用水の利用推進会議を立ち上げるべく事務の打ち合わせを行っているところであります。

議員の質問の中には、この古梅ダムを活用した水力発電というご発案がございましたけれども、私の想像力からはなかなかイメージがわいてきていないのが正直なところでありまして、本当にその部分がエネルギーの削減というところにつながるのかどうなのかということもなかなか検証できないでおります。私といたしましては、ダムの活用ということでまずは農業分野での活用の拡充を図らなければならないのではないかと。それは、例えば今ある設定されている地域以外のところでの活用でありますとか、当初目的に入っていなかった畜産での活用というようなものについてさらに進めることはできないか、さらには農業以外として工業用水や生活用水、飲料水としての活用というものはどうか。先ほど深川議員の水の問題についてもありましたけれども、そういうところでの活用ということもあるのではないかと。さらには、観光資源としてダムを活用するでありますとか、流雪溝などというものに例えば使うことはできないか、そういうものをまず検討していくことが優先的ではないかと、そのように感じているところでございます。

多少関係がありますが、地球温暖化対策に関係してもご質問をいただきました。これは、法律によって地方公共団体に実行計画というものが義務づけられてございます。先ほど言いました自治体としての役場としてこの計画をつくってございます。期間は、平成20年から平成24年度まで5年間、二酸化炭素の排出量に換算をしてそれを抑制するということであります。基準年を平成18年度と設定して、このときには6%の削減を目標としてございます。平成18年度、6,132トンの換算量でありましたが、平成20年度の実績では6,110トンということで0.3%の削減にとどまっているということについては議員もご指摘のとおりであります。平成21年度、第3・四半期まで、12月末までの結果が出ております。しかし、四半期ごとの数量で申しますと、平成18年にはその基準となる数値が1年間トータルでしかなく、比較できるものは昨年度、平成20年度との比較になりますけれども、それで比較をいた

しますと101.6%と1.6%逆にふえている状況にあります。ただ、1月、2月、3月も半ばになってまいります、それらの節約の状況、燃料の節約等々からいけば、今年度はさらにマイナスになっていけるのではないかと、そのように期待をしております。さらに、こういうものについて町民の方々に公表していくということも必要なことだというふうに思っておりますし、単にかけ声だけではないのですけれども、単に節約をするということだけでは大きな節減の効果にはなっていないのではないかと、そのように思っております。

そのようなことから、例えば駅と湖畔を結ぶ跨線橋のふれあい橋などについては、暖房といいましょうか、電気でもって融雪を行っておりますけれども、そういったものについて半分に間引いているとか、メルヘン公園や庁舎の照明についても多少間引いている部分がございます。また、先ほど補正予算でお認めをいただきました外灯については省エネルギータイプに切りかえるというような工夫もさせていただいております。そのほか、これはエネルギーそのものの節約ではありませんけれども、学校におけるウィークエンド契約でありますとか、山園のふるさと資料館、東藻琴のふれあい公園など、契約によってその節約を図るというようなことについて、電力についてはさせていただいております。また、使用する暖房等々の燃料については温度管理やアイドリングを控えるということはもちろんでありますけれども、暖房の本体の工事などを行って暖房効率をよくするというところで体育館でありますとか、総合支所なども取り組んでおります。私ども予算編成の折にこういったことについていろいろ議論をして取り組んでいるところでありますけれども、民間の方々のノウハウを取り入れるということも効果があるのではないかと考えておりますので、今後そういう視点も大切にしていかなければならないと、そのように思っております。

また、森林の整備というところについてのご質問をいただきました。樹木は、光合成によってCO₂を吸収をし、炭素として蓄えます。木材として利用することでその炭素を固定化する、伐採した場所に新たな植林をすれば、再度CO₂を吸収していくということでありまして、若い木ほどその吸収が大きいと言われております。林業活動を持続的にやっていくということは、地球温暖化の防止に役立つと、そのように言われております。本来森林の整備というものは、所有者の皆さんが責任を持って整備すべきですが、木材価格が長く低迷しておりまして、また林業労働者の高齢化、担い手の不足などということで放棄された森林がふえているのも現状かと思えます。森林の多面的機能が危ぶまれているという状況にあらうかと思えます。そんな中で、企業の支援をいただいて森林の整備を行う、機能向上を図ると。それは、地球温暖化の防止における環境問題に貢献していただくということになろうかと思えますけれども、そういうことにおいても企業として1つには当然の対応だという見方もありますし、また社会、地域貢献としても必要なことだと、さらには企業のイメージアップとしても有効ではないかと私も思います。そのようなことから、町にかかわっているいろいろな企業の方などにそういったことについてのPRというものについて、呼びかけについて過去にも何回もさせていただいている状況でございます。

3月6日の北海道新聞に下川町などの協議会が下川、足寄、滝上、美幌でしょうか。プロ野球機構と連携をして森づくりに当たるという記事が載っておりました。それは、

カーボンオフセットクレジットという考え方に基づいてのものだと思います。企業が温室効果ガスの排出量を認識をして削減努力を行うと。しかし、削減が困難な場合に他の場所で実現した排出削減量等を購入するという考え方に立って、その排出した二酸化炭素を別なところで削減をすると、そういう相殺することによって地球温暖化対策に取り組むという考え方かと思います。平成20年にこういったオフセットクレジットの制度が確立をし、創設されました。森林所有者は、ここに登録して認証してもらうということによって、国内において排出削減対策への資金還流が起こるのではないかと、そのように思います。それは、結果的に温室効果ガスの削減につながっていくものと思います。まず、森林の所有者、市町村でありますとか個人であります。それが登録をし、認証してもらう。認証をするのは第三者機関ということで、そういうところによって信頼性を高めるということでもあります。そういった方々が森林整備を行うことによって、認証された森林を整備することによってポイントを受け取る。その受け取ったポイントを企業などの方々が買い取るという制度であらうかと思います。そういうことが行われますと、費用的な問題で温室効果ガスの削減もなかなか実施できなかった企業の方々にもメリットがありますし、また費用の関係で管理が、十分な財源措置が立てられなくて管理が不十分だった森林を所有する側にもメリットがあるというふうな形のものだろうと、このように思っております。

このほかにもほっかいどう企業の森林づくりという道が進めている制度などもありまして、これらも企業の資金を森林整備に充てると、その仲介をするというような制度であります。こういった取り組みに対して、昨年から私のほうも担当のほうに指示をしております。今後いろいろな形でその先進地の事例なども研究しながら、こういう考え方を広めていくということが必要ではないかと、そのように思っております。

次に、農業関係であります。去年は、長雨や日照不足によりまして天候不順、そして農作物の収量に、また特に圃場間によって大変大きな格差が生まれました。排水の悪い圃場では、長雨で作物の生育はもちろん、農作業にもおくれが出た状況であります。特に基盤整備の必要性を強く感じた1年でした。大空町においては、現在国営で美女地区国営かんがい排水事業が今年度から着工しております。また、道営事業につきましては女満別本郷地区、東藻琴西部地区、東藻琴山ろく地区などに取り組んでおります。平成22年度から女満別東部高台地区に取り組むということで手を挙げておりましたけれども、北海道からの決定の通知はありましたが、国からについてはまだというような状況であります。

議員がご指摘のとおり、平成22年度の農業農村整備事業の予算は過去最高の減少率となっております。しかしながら、一方で農山漁村地域整備交付金というものが創設をされました。これは、北海道に交付される金額でありますけれども、全国で1,500億円、北海道は153億円と言われております。そのうち農山漁村でありますので、農業に関しては110億から120億程度であらうと言われております。そういったものもこの基盤整備等々の事業に活用されていくということになってございます。私の考え方ではありますが、農地というのは国民共有の財産という視点を持っていると思います。農業の持続性ということからもそこを善良に管理していく必要があると。また、食料自給力というものを向上させるという国の視点からも、農業基盤の整

備というものは必要ではないかと、今後も取り組んでいく必要があると、そのように考えております。

一方で、健全な土づくりというものも基本であります。良質な堆肥の生産と適切な施用に努めることが地力を維持するために極めて重要だと、そのように思っております。大空町の総合計画においても土づくり対策の推進、堆肥の利用拡大、クリーン農業の推進をするということを記載して目標としてございます。土づくりは、農業の基本中の基本だろうと、そのように思っております。これは、農業者が主体的に行っていただくということが基本ではありますけれども、地域の耕種農家の方々と、さらには有畜農家の方々、そういう中でどのような仕組みをつくって地域の中でその堆肥を活用していけるかということを考えていくと、また提案をしていくということが大切になってくるのではないかと思います。農業者の方々がどんな内容を望んでいらっしゃるのか、またどんな内容であれば取り組めるのかということも踏まえながら、今後検討していくことになろうかと、このように思っております。

以上を申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 私も改選ですが、町長も改選ということで、なかなか答弁しづらいというのは私も理解をできますので、余り立ち入っては質問をしないようにと思って、上辺だけで終わらそうかなというふうには思っておりますが、この新エネルギー導入については、自給率を上げるということは、反対側では炭酸ガスの削減につながるということにもなるかと思います。目標を設定して取り進むということは期待をしておりますし、また新エネルギービジョンですか、町長の言われた。そのようなものも各2市5町でしたか。つくっているそうですけれども、近隣町村と共同で取り組むというようなこともあるのではないかなというふうに私は理解をしております。単町村、1つの町村だけで頑張るというのもいいのですが、いろいろなことが、例えば古梅ダムでも、あれは我が町のものだけでなく美幌町も関係しているものですから、そのほかにもまだまだこのエネルギーの問題については他町村と共同でやれる部分があるかなというふうに思っておりますので、そこら辺はこれから町長が新しく次の機会、取り組むようになればぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、古梅ダムの利用についてですけれども、私がダムにこだわるのはエネルギーの利用率という数値があるようなのですけれども、これは産出するエネルギーと投入するエネルギーの比でありまして、例えば太陽光ですと0.98、1が基準なのですが、小水力発電ですと16.7、非常に効率がいいということですね。それから、原子力ですと17.4というような数値が出されております。これは民間ですが、これが正しいかどうかというのは私も検証できませんが、こういうので見ますとやはり水力の優位性というのは当然あるかなというふうに思っております。太陽光は、つくるのに非常にエネルギーが要るということで国が推し進めておりますけれども、時代の変化とともに今太陽光発電も技術革新によって量子ドット法という非常に効率の

いい方法が5年もすれば出てくるだろうと。10センチ角ぐらいの太陽光のあれに別途で光を集めてやれば、1軒の家で1日使う分ぐらいの発電はできるだろうというような夢のような話がいずれ実現するかもしれません。そんなようなことをいろいろ考えて、夢のある取り組みをしていただきたいなというふうに思っておりますし、ダムのことに関しましては新聞報道もされていますけれども、北海道には111カ所の水力発電可能な場所があるというような報道もされておりました。北海道も自治体ですとか企業、それから団体に事業計画の策定を支援する予定だというような報道もされておりましたので。

それから、もう一つ事例を申し上げますと、美瑛町にある白金ダムについては発電もする設備を併設されておるといふふうに聞いております。古梅ダムの水力発電の活用については、町長の言うように高いハードルがあるかと思えますけれども、あのようすばらしい100億ぐらいかかったかと思うのですが、財産を何とか地域で利用できないのかなと、長い時間はかかっても取り組んでいくべきではないのかなというふうに思っておりますので、さらに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 新エネルギーでありますとか、CO₂の削減というのは、単にこのことだけではなくて、いろいろな分野に派生する大きな課題になってくるのではないかなと、そのように思っております。今回議員のご質問でも2つには分かれておりましたけれども、エネルギーの活用と地球温暖化の防止というところは密接にかかわるものでもあろうかと思えます。そういう意味で、これから町の大きな課題になってくだろうと、そのように認識をしております。

それから、古梅ダムの関係については、大変将来の大きな夢のあるご提言をいただいている部分なのですが、正直この一般質問のご通告をいただいてからいろいろ考えてはみるのですが、まだまだ私自身とすれば十分なイメージというものが構築できないでおります。どんなような今ある古梅ダムの活用ができれば水力発電というものができるのかなと、そんなところが正直イメージとしてはまだまだわいていない状況ではあります。ただ、議員が言われますように宇宙ステーションの中で人間が生活をする時代になってまいりました。いろいろなところで新エネルギーの備蓄というのでしょうかね。蓄電という、そういう考え方も技術革新で随分進んできているというような観点もございます。また、国のほうは農業ダムの利用率の低いところ、いろいろピックアップをしている現状もあります。そういう中で、議員ご指摘のような活用というものも今後議論されてくるのではないかと思います。私ももっと勉強をさせていただいて、そういうことについてどう取り組めるのかということについて今後も勉強していきたいなと、そんなふうに思いますので、今後ともご指導をいただければと思います。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 2 番目の地球温暖化対策についてですが、町長のお話ですと専門会社に委託をしてでも削減をする努力をしなければならぬのではないかというふうなお話もいただきましたけれども、各課の現状を見ますとなかなか減らせないと。きょうの経済新聞でしたか。あれにも載っていましたが、東京大学が削減しようと思ってもなかなかできないと。学校ですとか研究機関というのは、逆にエネルギーを使うようになってしまうような組織ですので、簡単には削減ができないというふうな報道がされておりましたけれども、確かにうちの町も一番使っているのは教育委員会であります。教育委員会と建設課でしたかね。一番エネルギーを消費していると。これは、なかなか大変なことなのですが、やはりエネルギーを、例えば今原油のものをガスタービンのエンジンに変えるですとか、何かそういうふうなことで変えることによってぐっと下がるというふうなことがあれば、そういうものをぜひ取り入れるべきではないのかなと。それが元が取れるような、当然元が取れるような計算になって初めて転換するかなというふうには思うのですが、そのような取り組みをしなければ、電気を消しましょう、紙を大事に使いましょうといってもなかなか減らないということではないのかなというふうに思っております。

それから、炭酸ガスの削減を森づくりによって行うというのは、姉妹都市である稲城市も環境意識の高まりで二、三年前でしたか。テレビで報道をされておりましたけれども、大都市では単独で炭酸ガス削減というのはなかなか難しいかと思うのです。稲城市に町有林の整備というのですか。私たちの町にある1,430ヘクタールの整備を資金面ですとか労力面から応援していただけないのかなというふうな取り計らいもしていったらいいのではないのかなと。それによって炭酸ガスの排出権から操作するというふうな取り組みをしていったらどうかなというふうに思っております。そのようなことから、あわせて都会等の人の交流というのも活発になればなというふうに思っておりますし、森林の価値というものを木材価格だけで考えるのではなくて、もっと都会の人に別な価値があるのですよというものを発信することがいずれ温暖化対策にもなるのではないのかなというふうに思っておりますので、姉妹都市である稲城市あるいは氷川町もそうですが、そういう制度の設計をする考えがあるかどうか、さらに町長の考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、削減をしていく努力、今年度のといいましょうか、平成22年度の予算編成のときにも職員にいろいろ指示を出した中の項目の一つに入れさせていただきました。単に節約をするといっても、今までもずっと節約を繰り返していらしたので、100使っていたものを90、1割で90、次の1割では10減らしたものが今度は9になり、またそれが8になりということで、だんだん限界に近づいていくだろうと。発想を変えて取り組まなければ、そういうものはなかなか削減できないというふうな話もさせていただきました。一生懸命下げていつている部分はもちろんあるのですけれども、やはり新しい施設などができますと従来のものよりもエネルギーを多く使う、そういうような傾向がやはり見てとられますので、そのところでまたもとにいい

ましようか、もとの水準ぐらいまでに戻ってしまうなんていうこともあります。そういうところで、そういうものの発想を取り入れて新しい施設などでもそういうものが取り入れられないかというような発想というものも大切ではないかなと、そのように思っています。

今後、先ほど民間の方々のノウハウもというようなお話もありました。最近そういう企業の方々にお話を申しまして契約の仕方だとか、使い方だとか、聞けばいろいろ教えていただける部分があります。単に知恵だけもらうということではなしに、正式に今お話をしながらそういうものの点検をするということも必要ではないかなと思いますので、そんなことはこれから当然のこととして考えていかなければならないのではないかと思います。

また、森林の整備に対して所有者だけの財源というのではなく、いろいろな方々から資金提供をいただいて森林を整備するという考え方は、先ほどのカーボンオフセットクレジットの関係も含めて発想としてあるのではないかと思います。そのようなことから、国レベルとすれば森林交付税というような議論も出てきております。国といましようか、北海道が特に熱心なのかもしれませんが、今そういった話が立ち消えになっておりますけれども、いろいろな方々、森林の公益的といましようか、多面的な機能があるということから、所有者だけではなくていろいろな方々の財源をもって整備をしていく必要があるのではないかなという考え方が徐々に出てきておろうかと思えます。そんなことから、先ほどは企業のことについて、既にいろいろなPRもさせていただいて、お話もさせていただいているということでお話を申しましたけれども、稲城市や氷川町においてはそういった旨のお話をさせていただいたことは過去にはございませんでした。新しい発想かと思えますので、そういった考え方について機会があればまたお話をさせてもらいたいなと、そのように思うところであります。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 温暖化によって一番影響を受けるというのは、次の世代、今の子供たち、その次の世代が一番影響が大きいわけです。私たちが手をこまねしていると次の時代に大きな影響を及ぼすということです。次の世代、時代の子供たちを念頭に置きながら、こういうことに取り組んでいかなければならないなというふうに私も思っております。

それから、3点目の土地改良政策についてですけれども、食というのは人をよくすると書くそうであります。確かにそうでありますけれども、安全でおいしい食料を安定して生産するためには、国や道は土地改良をしていただき、私たち農業者は緑肥や堆肥を投入することによって土づくりをし、国民に有機栽培、最終的には有機栽培の安全なおいしい食品を届けるというのが、そういうお互いの役割分担があるかと思えます。なかなか今は、有機栽培といましても化学肥料でやっておりますので、簡単にはいきません。かといって、肥料がなくなったからといって急にはできません。今から有機栽培の勉強を農業者がしておいたほうがいいのではないのかなというふうに

僕は思っております。この有機農業についての考え方があれば、町長のお考えを聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 環境等々にかかわる問題については、今そのものというよりは将来にわたっての課題になります。将来を担うためには、今の私たちがいろいろな手だてを打っておかなければならないと、そういう視点を大切にしていきたいと、そのように思います。私は、農業の基盤整備、通常公共事業と言われるもので整備はされてきております。例えば通常の事業の形態でいいますと、国が50%、北海道が25%、地元が25%というようなかなり高率の補助事業というようなものでありますけれども、これは個人所有は認めておりますけれども、農地というのは国家の財産であるという視点もあるからこそ公共事業なのではないかと、そのように思います。そういうようなことで農地法もある意味、個人の売買、個人所有は認めながらもある程度の制限をかけているというようなことではないかと。そういうことからすれば、この基盤整備というものは当然個人の方々にご負担いただく部分もありますけれども、基本的に国でありますとか北海道、市町村など、そういうところがかかわっていくということは、今後も私は必要ではないかと、そのように思っております。

また、土づくりについては、議員もご指摘のとおりどちらかというと個人の方々の努力によるところが非常に大きいと。ただ、先ほど言いましたように個人だけでやるというところの限界もあります。その地域の仕組みづくりということであれば、私も一緒にあってどのような形がいいかということを考えていかなければならないと、そのように思います。

また、有機栽培に対する考え方でありましてけれども、私どもの町には1万3,500ヘクタールの農地がありますけれども、これをすべて有機農業の中で化学肥料を使わないということは、これは難しいことだと、できないだろうと、そのように思います。しかし、特に野菜などの生鮮食料品と言われるようなもの、さらにはそういう有機栽培のものを特に欲している方々などに対するものについては、有機栽培というものが付加価値を高める一つの方法だろうというふうに思っております。通常の栽培技術の確立はもとより、もう一つ、有機栽培としての取り組みということは、面積的には小さなものかもしれませんが、価値とすれば大変重要なことではないかと、私はそのように理解をしております。ただ、なかなか現実には大きな労力もかかることでありますので、全員の方々が同じようにひとしく取り組むという形態になっておりません。私どもは、こういったことの大切さというものをPRしながら、ほかの町村で進んでいるところなどもありますので、そういうところも参考にさせていただければと、そのようにいつも思っております。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 町長も私も4年間の任期を終えて改選期を迎えることとなります。今回の私

の質問は、私の考えの一部ではありますが、町長の肩に張れば楽になるこう薬ではなくて、多少肩が凝ってしまうようなこう薬として町長のマニフェストにでも入れていただければありがたいなというふうに思っております。町長は、間違いなく当選され、次の町政を担うこととなるでしょう。私の質問が町長に残す遺言となるかもしれないけれども、私の意を酌んで適切に対応していただけますようお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 マニフェストというのは、通常町民との、有権者との契約だというような言い方もされておりますが、私自身は国レベルの政党政治の中での今の体系と私が置かれている立場とは少し違う部分もあるという中では、町民の皆さんと私と例えば含めた、そういう共通のまちづくりの目標になるべきものではないかと、そのように思っております。今回ご質問をいただいた地域のエネルギー、関係して地球の温暖化というような視点でありますとか、さらには土地改良事業、また土づくりといった農業の基本中の基本になることということは、当然私どもの地域や、また農業を中心とする町の形態にあって、いずれも町民皆さんが関心が高く、重要なものだと、そのように考えてございます。どういう形になろうともこのことは地域の大きな課題であり、取り組んでいかなければならないものだと、そのように認識をしておりますので、今後ともいろいろな形の中でこのことについては考えを及ぼしてまいりたいと、そのように思っておりますので、今後ともご指導をいただければと、そのように思います。ありがとうございました。

◇勝田議員 終わります。

◇議 長 これにて勝田鉄城議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 5時03分

平成 2 2 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成22年3月8日
- ・ 開 会 平成22年3月8日
- ・ 閉 会 平成22年3月12日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	長	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	保健福祉課長補佐
教育	長	総務課長補佐
社会教育課	長	学校管理課長
農業委員会事務局	長	選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成22年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、4番、植田泰弘議員及び5番、森田暢明議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第24号

- ◇議 長 日程第2、議案第24号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

- ◇総務課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第25号

- ◇議 長 日程第3、議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療

費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第4 議案第26号

◇議 長 日程第4、議案第26号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第5 議案第27号

◇議 長 日程第5、議案第27号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

阿部住民課長。

◇住民課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第6 議案第28号

◇議 長 日程第6、議案第28号 大空町東藻琴診療所条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第7 議案第29号

◇議 長 日程第7、議案第29号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第8 議案第30号

◇議 長 日程第8、議案第30号 大空町メルヘン観光交流センター条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

明星商工観光課長。

◇商工観光課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第 9 議案第 31 号

- ◇議 長 日程第 9、議案第 31 号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。
ここで 10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 56 分

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 10 議案第 32 号ないし日程第 18 議案第 40 号

- ◇議 長 日程第 10、議案第 32 号 平成 22 年度大空町一般会計予算から日程第 18、議案第 40 号 平成 22 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 9 件を一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。
お諮りします。本案については、議長を除く 17 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案については、議長を除く 17 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 09 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 31 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第32号から議案第40号までの9件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第40号までの9件については、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいましたので報告いたします。

委員長に厚海六郎議員、副委員長に森進議員が互選されました旨の報告がありました。

◎休会の議決

◇議 長 お諮りします。

議事の都合によって、3月10日と3月11日の2日間は休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、３月１０日と３月１１日の２日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、３月１２日に時間を繰り下げて開催したいと思います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前１１時３３分

平成 2 2 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成22年3月8日
- ・ 開 会 平成22年3月8日
- ・ 閉 会 平成22年3月12日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	長	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	保健福祉課長補佐
教育	長	総務課長補佐
社会教育課	長	学校管理課長
農業委員会事務局	長	選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午後 3時06分

◎開議の宣告

◇議 長 ただいまから平成22年第1回大空町議会定例会第5日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、6番、松岡克美議員及び7番、坂本一光議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

片山事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第24号

◇議 長 日程第2、議案第24号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第25号

◇議 長 日程第3、議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第26号

◇議 長 日程第4、議案第26号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第２７号

◇議 長 日程第５、議案第２７号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２７号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第２８号

◇議 長 日程第６、議案第２８号 大空町東藻琴診療所条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２８号 大空町東藻琴診療所条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 大空町東藻琴診療所条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第29号

◇議 長 日程第7、議案第29号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第30号

◇議 長 日程第8、議案第30号 大空町メルヘン観光交流センター条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 2点ほどお伺いしたいのです。この条例の前提になることをまずお尋ねしたいのですが、既にもう飲食店舗については公募をし、選定が終わっているということも聞いております。何が聞きたいかという、その公募の選定をするに当たってこの観光交流センター条例が成立する前に選んだ根拠というのは何かということをお尋ねしたいのです。その基準も含めて、結果も含めて。聞けば、チャレンジショップ時代に入店した人も入れなかったように聞いております。その辺もつまびらかにしてください。第1点以上。

2点目が、6条において観光案内所と飲食店舗、次に掲げる施設を使用とする者は町長の許可を得なければならないという6条、(1)と(2)に限定をいたしております。予算の審議過程の中において関連があったので、いろいろな話が出てきた中で、

屋内テラスを使ってかなりイベント的なものが行われるように聞こえました。可能性があるということのような趣旨に聞こえました。さらに踏み込んで、地元の物産も販売できる、それを利用したいという趣旨の答弁もあったように解釈いたしております。それはどこにおいて行われることなのか。私は屋内テラスかなというふうに勝手に推測したのですが、飲食店舗の中にもそういうものの種類があるのであれば、先ほど1点目をお願いしたことでつまびらかにしていただきたいと思います。

以上です。

◇議 長 明星商工観光課長。

◇商工観光課長 テナントショップの募集と条例制定についてのご質問でございます。テナントショップの募集に当たりましては本来、本条例の制定とあわせて行うことが望ましいのではないかとこのように考えております。しかしながら条例の制定につきましては、他関係条例等との整合性も含めた検討が必要であったというようなことから、若干時間を要したと。また、当該施設については、建設費に伴う効果の早期発現を図るため、本町の観光シーズンのピークである6月中のオープンを目指しております。このことから、建設やテナントショップの営業等に係る各種の申請手続きと、許可認可や店舗内工事に係る期間等の短縮を図る必要があります。これらの要因を考慮し、条例の制定に先んじて早期に出店者の募集を行い、選定させていただいたところでございますのでご理解を賜りたいと思います。

また、2点目のお話しでございます。チャレンジショップの経緯と考え方につきましては、これまでも述べておりますので省略をさせていただきます。メルヘン公園の出店者の選定につきましては、メルヘン観光交流センターテナント募集要項、これは告示をしてございますけれども、ここの中で募集をかけてございます。その募集の内容についてでございますけれども、所在地、店舗の面積、出店期間、使用料等、資格申請、申請の制限、使用許可、募集経過というようなところでずっと経過的にまいっております。今ご指摘のとおり審査に関しましてはメルヘン観光交流センター、旧観光拠点施設運営調整委員会設置要項第3条の規定による委員を審査員といたしまして、審査をしてございます。その中で評価選定といたしましては、個別面談方式による申請者のプレゼンテーションを行い、メルヘン観光交流センターテナント出店選定基準書に基づく評価選定を行ってございます。選定結果につきましては、大区画テナント、面積にして25.2平方メートルでございますけれども、△△△△代表者〇〇〇〇、敬称は略させていただきます。△△△△代表者〇〇〇〇。小さい区画のテナント、面積にして21.0平方メートルでございますけれども、△△△△代表者〇〇〇〇。△△△△、〇〇〇〇。この4社の方が選定をされております。

屋内テラスの関係でございますけれども、これにつきましては、行政財産の目的外使用ということで、利用者から使用料を徴収をするような形で進めたいというふうに考えてございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が聞きたかった前段の内容については、緊急性やその他早く効果を発現させるためにいろいろな手続はあるけれども、旧チャレンジショップ時代の連用をして、私の聞き取り方はですよ。選定をしたというふうに聞こえました。したがって、そういう進め方、早くやったほうがいいということは私も別に異論はありませんけれども、しかるべくして選定の根拠たるものをやはりきちっと打ち出して法制化して、あるいは執行側の内部においてそういうものもきちっと法的に位置づけて公募しているようには見受けられないのですけれども、私の誤解でなければもう一度その点についてお聞かせを願いたいということでもあります。

2点目については、3と4だけを除いているのについては目的外使用でやるというようなことを言っているのですが、目的外使用の禁止をうたっているのですよね。町長が特に必要と認めた場合、目的外使用を認める。ちょっと論理矛盾じゃないですか。私は素人ですが、恐らく屋内テラスを使って何かを行うということについては、目的にかなうもの以外は基本的には認められないので、想定としては、町長が特に認めた場合に限りこれは可能になるよという道の一つ残しているだけですね。目的外使用の中でテラスの利用を図りますなんていう言い方は、あんまりふさわしくないということを申し上げたい。それと、物販の販売は、この店舗の中でどのようになるんだと聞いたことについては、今説明があった産業開発公社なのか、もしくは以前チャレンジショップに入っていない〇〇〇〇さんですか。その2つのどちらかが物販を販売するのかなって想定するのですけれども、その辺詳しいことが説明になかったので、もう一度改めてお聞かせください。

以上。

◇議 長 明星商工観光課長。

◇商工観光課長 募集に関してはその要項等も全部告示をしてございまして、参加を希望される方への説明会等も行っておりますので、その辺については理解をいただいているものというふうに考えてございます。

また、屋内テラスの物販については、先ほどからずっと申し上げているのは、町のほうとしてはそういう希望があると。ただ、今利用としてそれが確定をしているわけではございませんので、柔軟性を持たせた形の中で動きたいということでございます。屋内テラスの中で今そのようなことを考えているということでございますので、どちらでどうのこうのと、あくまでテナントショップはテナントショップで営業をされると。情報発信は情報発信するということでございますので、施設の屋内テラスの中で今想定されていることに対して目的外使用等で対応をしたいということでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 お答えをいただけなかったもので、私の言っている言い方がちょっとわかりにくかったらもう一度言いますけれども、4店舗の中では物販を販売するところはない

ということによろしいのですか。でしたら、何をするのですか。一問一答だったらおかしくなっちゃうけれど。そういうことについての内容説明をいただきたいという趣旨だったのです。屋内テラスを使って物販販売をするというような答弁になっていきますので。その主体は誰になるのかだとかね。それは飲食店舗を通じたテナントの方々が行うのか、その他の方が行うことが可能なのか、どちらでもとれるようなご発言、答弁になっていますので、問題が整理されていないということを指摘したいのです。ただ、最初に言ってありますけれども、テナントを選定する根拠がちょっと薄弱だということについての回答もないのですよね。言おうとしていることはわかっているのですけれども。チャレンジショップ時代から、私の聞いている話では、1店舗だけ入店できなかったというのは、審査基準の公表その他によって、できることとできないことがあるのかかもしれませんが、明瞭な答弁いただいております。お願いします。

◇議 長 明星商工観光課長。

◇商工観光課長 選定に関しては先ほど申し上げましたように、選定基準書に基づいて審査員が選定をしてございます。ですから、はっきり申しますと点数制の中で総合点の中で選定をされたということでございます。

また、テナントの内容については、基本的に飲食店ということでございます。メニュー等についてはまだ、それぞれ本人方が検討をしているということでございます。物販については、今どこでやるかということも含めて決定をしているわけではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いまだに食い違っているのですけれども、選定基準書をつくっていると。それは要項みたいなものがあるみたいなことを言っているのですが、このメルヘン観光交流センターに関する要項ではないものであったのでしょ。私はそういうふうに聞こえたのだけれども、以前のチャレンジショップ時代の要項か何かを引用したのかい。私が言いたいのは、何を聞いているかと言ったら、根拠をちゃんと基づいて公募をし、選定を得たということを説明するには、ある種法的根拠が必要でしょうということを言っているのですよ。その説明がうるされるのだけれど、いまいち釈然としないから、この条例とも関係ありますからね、先ほど一番最初に答弁にあったように、本来は条例があってからやるべきなのですよ。それを後先にしてますと平然と言われて、じゃあその根拠はと聞いたら明瞭な答えに聞こえないのです、私には。だから尋ねているのです。条例の関係から言うとわかってくださいよと、ざっくばらんに後から法律はつくるけど、それに事前的にその精神を生かして条例制定の議会にかけるという趣旨を生かして実際にやってしまったよというふうにしか聞こえないのですよ。果たしてそれでいいのですかということを探ねているのですから、どうも食い違うのですね。課長の答弁と私の考えとでは。私は公募するに当たっては、ちゃんと根拠法令があってしかるべきだと思っています。その基本的な態度がみえないから。答弁では。何度

も尋ねているのです。お願いします。

◇議 長 明星商工観光課長。

◇商工観光課長 今、元のチャレンジショップの要項を引用したのかという話に私はちょっと受け取ったのですが、昔のチャレンジショップの要項を引用しているわけではございません。新規に要領を策定をして、その要領に従いまして選定基準書もできております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今初めて新規の要領書をつくった。例えば、それ参考資料か何か出てこないとおかしいのじゃないですか。この議案を提案する時に。あるいは何らかの形で議会にこういう資料が回覧されるなどの趣旨が必要じゃないですか。それが私には受けとめてないものですから聞いちゃっているのです。もしあるのだったらそういうのを示してください。

◇議 長 明星商工観光課長。

◇商工観光課長 議員協議会等の資料には添付してございませんけれども、産業建設常任委員会のほうにはご説明を申し上げます。
(何事か言う者あり)

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時46分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号の質疑を続けます。小島議員に対する答弁を求めます。
明星商工観光課長。

◇商工観光課長 テナントショップの募集と本条例の制定と合わせて行うということが先ほどもご説明申し上げましたが、望ましいものと私自身も考えております。このことに関しましては、先に募集のほうが先行したということについては、行政側として平成21年度の建設費予算でお認めいただいているというようなこともございまして、早期に効果の発現をしなければいけないというようなことから急いだものでございまして、基本的には今申し上げましたように、条例制定と同時に行うべきものと考えてございますので、この点につきましては議員おっしゃるとおりでございますので、陳謝したいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 せっかく明星課長の最後の議会になるかもしれないのに、陳謝をさせたくて言ったわけではないのです。真意を、お互い町民の利益のために仕事をしているわけでありますから、これは明星課長だけの問題ではなくて、議会の本来機能に関わることです。立法が一番最大の議会の仕事だと私は認識しております。執行側との関係の中で多少の緊張をはらんだことが、議会として一番望ましいことでもありますので、こういう形で本会議を形骸化しないような形で、今後は、こういう条例の提案のないように申し上げて、私は終わりたいと思います。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からもお話を申し上げたいと思います。本来、条例がありまして、規則があり要項、要領というものが制定をされるということでありますけれども、今回、課長が申しましたように、予算の議決を得た。また、町民側からの期待感、さらには利用される方々からの期待感、また、入店される方々の準備等、考慮をした中でいかに迅速に進めるかという中で、その予算の議決を一つのよりどころとしながら、先に要項、要領の中で選定をさせていただいたと。当然、選定をさせていただくということではありますけれども、条例がお認めをいただき、その内容に沿った形で最終的に決定となるというふうに関係の皆様にはお話をさせていただきましたけれども、先ほど言いました議会と行政の執行のあり方と。最終的なまちづくりの目標というところでは一つなのかもしれませんけれども、その経過していくといいましようか、物事を運んでいく経過というものについては、少し異なる形のものがあろうかと思います。そういう意味で、私どもの配慮といいましようか、考え方が至らなかったということでお詫びを申し上げたいと思います。今後、こういうスタイルにならぬようにいろいろお話を申し上げて、順序立てて経過を説明していきたいと思いますので、是非ともご理解を賜りたいと、そのように思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第30号 大空町メルヘン観光交流センター条例制定についてを採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 大空町メルヘン観光交流センター条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号

◇議 長 日程第9、議案第31号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第32号ないし日程第18 議案第40号

◇議 長 日程第10、議案第32号 平成22年度大空町一般会計から、日程第18、議案第40号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの9件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 厚海六郎議員。

◇厚海議員 （委員長報告）

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第32号 平成22年度大空町一般会計予算から、議案第40号平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの9件を、一括して採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号から、議案第４０号までの９件を一括して採決することに決定しました。

議案第３２号から、議案第４０号までの９件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第３２号から議案第４０号までの９件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号 平成２２年度大空町一般会計予算から、議案第４０号 平成２２年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの９件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第４１号

◇議 長 日程第１９、議案第４１号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹内学校管理課長。

◇学校管理課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４１号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第４２号

◇議 長 日程第 20、議案第 42 号 物品の購入についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 42 号 物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 42 号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 43 号

◇議 長 日程第 21、議案第 43 号 平成 21 年度大空町一般会計補正予算 (第 10 号) を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 43 号 平成 21 年度大空町一般会計補正予算 (第 10 号) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号 平成２１年度大空町一般会計補正予算（第１０号）は、
原案のとおり可決されました。

ここで１０分間休憩します。

休憩 午後 ４時０８分

再開 午後 ４時１８分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２２ 発議第１号

◇議 長 日程第２２、発議第１号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

勝田鉄城議員。

◇勝田議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを
採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につい
ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 発議第２号

◇議 長 日程第２３、発議第２号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議
題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 発議第3号

◇議 長 日程第24、発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規程によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第25 発議第4号

◇議 長 日程第25、発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成22年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討のうえ決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第4号は、そのように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第26 発議第5号

◇議 長 日程第26、発議第5号 非核三原則の早期法制化と核兵器廃絶の早期実現を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

坂本一光議員。

◇坂本議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第5号 非核三原則の早期法制化と核兵器廃絶の早期実現を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 非核三原則の早期法制化と核兵器廃絶の早期実現を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第6号

◇議 長 日程第27、発議第6号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第6号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 報告第1号

◇議 長 日程第28、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

竹内学校管理課長。

◇学校管理課長 (専決処分報告)

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第29 報告第2号

◇議 長 日程第29、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

竹内学校管理課長。

◇学校管理課長 (専決処分報告)

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第30 報告第3号

◇議 長 日程第30、報告第3号 平成21年度定期監査報告についてを議題とします。

監査委員から、平成21年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 (監査委員報告)

◇議 長 これで平成21年度定期監査報告については終わります。

◎日程第31 報告第4号

◇議 長 日程第31、報告第4号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員（監査委員報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成22年第1回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。この定例会におきましては、3人の議員の方から一般質問をいただいたところであります。坂本議員からは、いろいろなその連携することの大切さ、また、コミュニティーの重要さということについてご指摘をいただいたように思います。また、深川議員からは、町民の共通目標をつくったり、また、まちづくりに参画をしていただくことがまちづくりの基本になる旨のご指摘もいただいたかなと思います。また、勝田議員からは、地域のエネルギーの活用、温暖化対策、土づくり。これもどれを取りましても行政だけでできるものではなくて、町民の皆さんの取り組みがなければできないという中でいろいろなご提言をいただいた、そのように感じているところであります。そのように、お三方の一般質問から私自身思いますのは、これからの時代、町民の皆さんがいかにまちづくりに主体的に関わってくださるか。そういう協働の地域社会づくり、町民主役によるまちづくり、そういう参画というものがますます大切であり、今私どもの地域の課題といえるのではないかなと、そのように思ったところでございます。私自身もこのことを町民の皆さんなどにも訴えていきたいと思ひますし、実践できるように取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。議員各位におきましても、今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げます。

大変簡単ではありますが、この議会を通じてご質問ご審議を賜りましたことに心から感謝を申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

◇議 長 任期最後の定例会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

平成18年、東藻琴村と女満別町が合併し、大空町が誕生しました。議員の皆様には、初代の大空町議会議員として、この4年間、町政の発展と住民福祉の向上のため、ご活躍をいただきましたことに対して、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

私も浅学非才ながら議員各位のご推挽により、名誉ある議長に就任させていただき、以来、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、何とかその職責を果たし得ましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今、静かに振り返ってみますと、町村合併という大変革の中から始まり、本町においては、様々な課題が山積しておりますが、町当局の積極的な町政推進はもとより、議会においても議論を重ね、解決に向け努力をしながらまちづくりが進められてきたと思いますし、議員定数や議員報酬の見直しなど、議員各位のご努力と的確なご判断によって、実現を図ることができたものと考えております。

町長を初め、職員の皆さん、そして各行政委員会の長の皆さん方には、日ごろからまちづくりのためにご尽力をいただいております、そのご苦勞に対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

間もなく、町長・町議会議員の選挙が行われます。今回、ご勇退される方にはこれまでの数々のご功績に対し、心から感謝を申し上げます。また、再選を目指しておられる各位には、どうか正々堂々と選挙戦を戦われまして、4月には皆さんがめでたく当選され、この議場に戻ってこられることを心から願っております。

最後になりましたが、皆様方のご健勝と、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これで、平成22年第1回大空町議会定例会を閉会します。

たいへんご苦勞さまでした。

閉会 午後4時51分